

平成 25 年 9 月 12 日 (木曜日)

第 8 回南三陸町議会定例会会議録

(第 3 日目)

平成25年9月12日（木曜日）

応招議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

出席議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君	
副	町	長	遠藤	健治君

会計管理室長兼 出納室長	佐藤秀一君
総務課長	三浦清隆君
企画課長	阿部俊光君
町民税務課長	佐藤和則君
保健福祉課長	最知明広君
環境対策課長	千葉晴敏君
産業振興課長	佐藤通君
産業振興課参事 (農林行政担当)	高橋一清君
建設課長	三浦孝君
危機管理課長	佐々木三郎君
復興事業推進課長	及川明君
復興用地課長	佐藤孝志君
復興市街地整備課長	沼澤広信君
上下水道事業所長	三浦源一郎君
総合支所長兼 地域生活課長	佐藤広志君
総合支所長 町民福祉課長	菅原みよし君
公立志津川病院 事務長	横山孝明君
総務課長補佐	三浦浩君
総務課上席主幹兼 財政係長	佐藤宏明君

教育委員会部局

教育長	佐藤達朗君
教育総務課長	芳賀俊幸君
生涯学習課長	及川庄弥君

監査委員部局

代表監査委員	首藤勝助君
事務局長	阿部敏克君

選挙管理委員会部局

書 記 長

三 浦 清 隆 君

農業委員会部局

事 務 局 長

高 橋 一 清 君

事務局職員出席者

事 務 局 長

阿 部 敏 克

主 幹 兼 総 務 係 長
兼 議 事 調 査 係 長

三 浦 勝 美

議事日程 第3号

平成25年9月12日（木曜日） 午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 議案第67号 南三陸町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第68号 南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第69号 南三陸町財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第70号 南三陸町立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第71号 南三陸町立保育所条例及び南三陸町立へき地保育所条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第72号 南三陸町志津川都市計画事業志津川地区被災市街地復興土地区画整理事業の施行に関する条例制定について
- 第 9 議案第73号 財産の取得について
- 第10 議案第74号 財産の取得について
- 第11 議案第75号 財産の売払いについて
- 第12 議案第76号 町有林樹木の売払いについて
- 第13 議案第77号 町有林樹木の直営生産事業代行委託について
- 第14 議案第78号 平成25年度南三陸町一般会計補正予算（第3号）

- 第15 議案第79号 平成25年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第80号 平成25年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第17 議案第81号 平成25年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第18 議案第82号 平成25年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 第19 議案第83号 平成25年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第20 議案第84号 平成25年度南三陸町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第21 議案第85号 工事請負契約の締結について
- 第22 報告第4号 平成24年度決算に基づく南三陸町健全化判断比率について
- 第23 報告第5号 平成24年度決算に基づく南三陸町資金不足比率について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第23まで

午前10時00分 開議

○議長（後藤清喜君） おはようございます。

定例会3日目でございます。本日より議案審査に入るわけですけれども、簡潔に行っていただけますよう、よろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において2番高橋兼次君、3番佐藤宣明君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（後藤清喜君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本定例会にお手元に既に配付しておりますとおり、町長提出議案1件が追加して提出され、これを受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 議案第67号 南三陸町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第3、議案第67号南三陸町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第67号南三陸町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、外国人住民に係る印鑑の登録及び証明に関する規定について、国から示されている事務処理要領に基づき、現状に即した改正が必要なため、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは、南三陸町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

議案書では2ページとなります。

議案参考資料の同じ2ページをお開き願いたいと思います。こちらの新旧対照表にて説明させていただきたいと思います。

まず初めに、改正の趣旨を申し上げますが、外国人住民が住民基本台帳法の適用対象に加わったこと、氏名と同等の扱いを受ける通称及び片仮名表記による印鑑登録について、規定を明確にするための改正でございます。

具体的には、登録できる印鑑については、住民票上の氏、名、もしくは氏と名の一部を組み合わせたものとなっておりますが、外国人氏名についての住民票上の表記は、漢字圏の住民につきましては漢字の表記、それ以外の住民についてはローマ字で表記するとなっていることから、登録する印鑑の文字について、通称名及び片仮名表記であらわされたものについても登録できるようにという改正を行うもので、外国人住民の利便性の増進及び印鑑登録事務の合理化を図るためのものであります。

参考資料2ページの第3条、それから3ページの第6条、第13条、それから4ページの第14条にその文言を追加したということでございます。

以上ですが、よろしくご審議お願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） ちょっと質問に当てはまるかどうかわからないんですが、この外国人の登録、片仮名表示で行うということなんですが、これは実筆になるわけでしょうか。その辺伺います。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 漢字圏の外国人住民の方は特に問題ないんですが、英語圏とか

の住民の方の場合だとローマ字表記ということで、ローマ字でなかなかつくるというのが難しいということで、そのローマ字に振り仮名を住民票上の備考欄に登録していただくことによって、片仮名でも登録が可能になるというようなことでございます。（「町民課長、実筆、書くのか、それとも直筆……」の声あり）届け出する際でございますか。それは窓口で書いていただかなければ、登録されている方全てが日本人の配偶者でございまして、その辺の登録時については、本人の意思等を尊重して届け出していくような格好になるかと思います。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） ちょっとわかったんですけども、私たちが印鑑証明をするときは印鑑を持っていって登録しますよね。それと同じようにローマ字でというか、それで本人が書かないとだめなのですかという私の質問なんですよ。そういう点で確認しなくちゃならない部分があると思いますので、その辺を今伺っているところです。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 外国人住民の方は外国人登録票にかわって、昨年若干説明しておるかもしれません、在留カードというものをお持ちで、本人を証明するものをお持ちでございます。ですから、基本的には本人に自署していただくというような、窓口でです、あと印鑑、もちろん通常の我々と同じような本人証明は必要となってくるということです。
以上です。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第67号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第68号 南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第4、議案第68号南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第68号南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災に係る復旧・復興のための補助金等の交付を受けた共同利用施設を所有する法人等に係る固定資産税について、東日本大震災による被災者に適用される地方税法の特例措置と同様の減額を行うため、関係条例の一部を改正するものです。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは、南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

議案書では4ページ、5ページになります。

参考資料の5ページをお開きください。このページを中心にご説明させていただきたいと思います。

まず、趣旨ですが、東日本大震災に係る復旧・復興のための補助金の交付を受けた共同利用施設等に係る固定資産税の減額を行うため、町税条例の一部を改正するというものでございます。今回の税の軽減措置は、東日本大震災からの産業の早期復興・復旧を図るため、被災事業者の救済を目的に創設したものでございます。

概要といたしましては、被災した事業者等が代替資産を取得した際には、従来ですと、地方税法の特例により減額措置が講じられているというところでございますが、今回の場合、事業者等が早期復旧を実現するため集団化して再建するケースの場合、被災した事業者と代替取得を行った組合等の人格が違うため、減額が適用されないということになってしまいます。そのため、宮城県の指導、助言等に基づきまして、事業用資産の復旧・復興のための経費を補助、交付している事業に係る補助金等で代替性が担保されていると判断される2番の減額の対象者、①から⑧の補助事業の交付を受けた組合などに、地方税法の特例に準じた措置を適用できるようにするための改正であります。

地方税法の特例でございますが、参考資料の10ページをお開きください。

こちらの参考資料で、上段の家屋、下段には償却資産ということでございますが、現在の地方税法の特例では、上段の家屋の場合は、こちらに書かれてありますとおり、平成33年3月31日までの間に取得した家屋等については4年分が2分の1、その後2年分が3分の1減額される。償却資産も同様に、取得したもの4年分の固定資産税の2分の1が減額されるという規定でございます。

続いて、11ページをお開きください。

震災の特例と今回の措置との関係を示した資料でございます。例1及び例2については、10ページで説明申し上げた適用関係を示したものでございます。それから、例の3、4が今回の税条例改正に係る、適用になる部分ということで、ごらんのとおり現行の制度上では特例には該当せず、今回の措置により該当するということでございます。

なお、地方税法の特例措置に係る減収見込み額相当分につきましては、特例措置の適用期間中において震災復興特別交付税の基礎数値として算定されていることから、条例による減免の減収分につきましても、特例措置と同様の減収補填がなされます。

参考資料6ページから9ページがその改正部分ということで、新旧対照表でございますので、ご確認をお願いしたいと思います。

改正の概要は以上ですが、詳細は以上でございますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） おはようございます。

この条例改正、この件につきましては、被災関係者は当時、資産取得計画時点で大変求められたことであって、これは朗報といいますか、大変喜ぶものであろうと私もそう喜んでおります。ですが、この対象資産、家屋あるいは償却資産とこうあるわけでございますが、この対象期間を定めた根拠はどういうところにあるのか、まずもってその説明をお願いします。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） この対象期間の設定でございますが、ご説明の中でも触れさせていただきましたが、地方税法の特例で通常の、10ページにございます資料のとおり、被災代替家屋の規定がございますが、こちらの地方税法附則第56条の規定に沿った期間の設定ということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） それは理解しているんですけども、せっかくこのような被災者のために改正するわけでありますので、もし現状に即さないといいますか、もう少し考えてもいいのかなと思う点もあるわけです。ですから、せっかくこの改正をするのであれば、十分満たすような内容のものであってほしいなとそう思うわけでございますが、それはなぜかといいますと、償却資産、これ今現在、施設保有組合ですか、これをもとにいろいろ求められていて、その中で間接的っていいですか、固定資産税はリース料の中で納められているのかなとそう理解しているわけでございますが、実際この資産、個人のものになるには5年後なんですよね、5年後。5年後において、これまで資産形成がなされた経緯といいますか、各個人、1つふやし、2つふやし、3つふやし、あるいは1つ減り、2減りというような形でやってきた中で、今回は資産を何十年ぶり1回に取得するような、そういう状況になるわけですよ。ですから、固定資産税、これは町にとっては大変重要な税であります、個人にとっても1回に固定資産税、資産を取得することによって税がふえるということは、これから復興していくのにやはり影響というものが多かれ少なかれあるんじゃないのかなと、そういうような状況の中에서도ありますので、償却資産においても、この割合をやはり家屋と同等、少なくとも同等ぐらいにできないものなのかなと、そんな思いで質問しているわけでございます。

それから、これから資産に関しては固定資産税とそれから取得税とあるわけでございますが、取得税は担当といいますか、管轄が県であろうと思いますので、聞くところによると、取得税においても減免というような話は聞いておるわけでございますが、こういうことによりまして復興に弾みがつくのかなと。これまで、償却資産、難儀してた、いろいろな負担増というようなことで足踏みした方々も大分いるような、そのような話も聞いておる中で、こういう軽減がされるということは、復興に一足も二足も足が伸びていくのかなとそんな思いで今質問しているわけで、もしできるものであればこれをさらに改正していただきたい、そういう思いであります。

○議長（後藤清喜君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 具体的にちょっとお聞きしたいんですが、ここの概要、対象者ということで8項目あります。先日、課長にもちょっと私、お話をしたんですが、グループで企業を立ち上げた方たち、そういう方たちに対する減免が出ると思うんですが、ただ、そのグループも別の法人がやっていると、そういうことで、どういうふうな流れにこれはなりますか。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） ただいまのご質問ですが、法人、組合、グループ等についても、こちらに掲げている補助事業のメニューの事業に入っている法人等であれば、該当してくるということでございまして、今後事務処理等については、該当する組合、生産組合、施設保有漁協等と詰めていくことになると思います。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 本当に大変悩んでいる方たちも、事業者もおりましたので、こういうのきちっと周知徹底というか、抜かりなくやるとは思うんですが、早目に伝えてほしいなと思っております。

以上です。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 平成33年までに取得したものということであります、きょうの段階でグループ、あるいは法人、組合、数です、それから減免された金額については交付税算入ということでおいいんですが、その金額的なことはどれぐらいになりますか、きょう段階の数と金額です。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 現段階で、8法人、グループですね。それを対象となると思われる法人ということで捉えてございます。その法人をもとに試算した向こう6年間、平成30年まで一応試算した結果として、影響額が6,000万円ほどということで現在捉えさせていただいております。当該年度につきましては、2,500万円程度の影響額になるかと考えております。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 参考資料の5ページでございますけれども、ここに固定資産税額の対象者ということで8企業、団体が載っているわけなんですけれども、ほとんどは海のほうの関係ですよね、海のほうの関係。農業という、農林業という文言が5番にあるんだけれども、先ほど答弁の中で、8法人の中に農業関係企業団体・法人、これ何件ぐらいあるんですか。

それから、これは国で決めたことだからなかなか地方ではあれなんだろうけれども、農林業の被害も非常に大きかったと思うんだけれども、あるいは固定資産、課税する分の農林業の関係というのも非常に多いわけなんで、その辺、国で決めたからいたし方ないのかなとは思いますけれども、どういうふうになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 対象事業がまさしく5番ということになってくるかと思うんで

すが、これは宮城県でその事業自体が事業用資産の復旧・復興のための経費として捉え、補助、交付している事業ということで、地方税法に規定する代替性が担保されているという事業について該当させるということでこの8つほどの事業が設けられておりまして、今ご質問の農業関係法人も含まれております。今のところ1つでございます。（「課長、具体的に言えないんですか」の声あり）1つ、JAが含まれてございます。

○議長（後藤清喜君） よろしいですか。（「はい」の声あり）はい。

○4番（阿部 建君） この議案、これ何か南三陸町だけやるのかどうか、わからないんですよ。だから、これ説明の仕方が県とか国とか、そういうようなことをまず、これ単独で南三陸町でだけやるのかと思うような、そういうふうに感じますので、その辺も含めて説明をいただきたい。国の方針なのか、県の方針なのか、町だけの考え方なのか、そういうことです。そういうふうにお願いします。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 大変申しわけございませんでした。

これにつきましては、宮城県で、ことしになってこれら関係事業の共同利用施設に係る不動産取得税の減免について検討されて、既に県議会に6月に上程されているというような背景がございまして、同じ固定資産関係の減免ということで、市町村における固定資産税も該当するのではないかというような指導、助言に基づいて、各市・町が判断して制定させていただく条例ということでございまして、近隣では気仙沼市とうちのほう、漁業関係ですと北部施設保有漁協等が同じ組合ということもございまして、歩調を合わせて今議会に上程するということでございます。申しわけございませんでした。

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第68号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第69号 南三陸町財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の
一部を改正する条例制定について

○議長（後藤清喜君）　日程第5、議案第69号南三陸町財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君）　提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤　仁君）　ただいま上程されました議案第69号南三陸町財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、防災集団移転促進事業により、町が造成する宅地に住宅を建築する町民に対して、時価よりも低い価格で貸し付けをいたいため、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君）　復興用地課長。

○復興用地課長（佐藤孝志君）　それでは、私のほうから議案第69号の細部説明をしたいと思います。

条例の新旧対照表でご説明したいと思いますので、議案参考資料の12ページをお開きいただきたいと思います。

町の財産は大きく行政財産と普通財産に分けられますが、防災集団移転促進事業により造成される宅地は、財産区分上普通財産と位置づけられます。現行条例の第4条では、普通財産を貸し付ける場合、無償貸し付け、または減額貸し付けできる要件を2つ定めております。

1号、2号とも省略ということで書いておりますが、ちょっとご説明しますと、1号では、他の地方公共団体や公共的団体が公共用などの目的で使用する場合であり、2号では、貸し付けを受けた者が災害を受けたことで使用目的のとおり利用できなくなった場合を規定しております。

よって、現行規定のままでは、被災のあった町民が防災集団移転促進事業で造成した宅地に住む住宅を建築しようとしても、2つの要件に該当しないことから、適正な価格でないと貸し付けできないこととなるため、今回条例の一部を改正し、減額貸し付けするよう新たに3号を追加するものであります。

造成した宅地を貸し付ける者は規則で定めることとしておりますが、具体的には13ページをお開きいただきたいと思います。こちらは規則の案でございますが、3の貸し付ける対象者

を記載してございます。移転者みずからが居住するために住宅を建築しようとする者、それから居住をするための住宅を建築しようとする者の親族であります。

それから、4の貸付料は、売り払いを希望される方々との公平性、あるいは借主権等を考慮しまして減額貸し付けとするものであり、年額を固定資産税評価額の1.4%に相当する額としております。つまり、土地の評価額の7割相当に1.4%を掛けた金額が年額の貸付料となります。

それでは、具体的にどれぐらいになるかということになりますと、まちづくりニュースでは、想定ではありますが、1平方メートル当たり分譲価格を最低4,000円から、高いところでは1万9,000円とお示しをしておるところでございます。ですから、1平方メートル当たりの分譲価格を、仮に切りのいい5,000円と1万8,000円とした場合、そして面積を100坪、330平方メートルと仮定した場合、5,000円の場合は年額1万6,170円程度で、月額ですと1,348円、1万8,000円の場合は年額5万8,210円程度で、月額ですと4,851円となります。

以上で議案第69号の細部説明を終わります。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） この防集の集団移転、要するに高台移転ということで、土地を買えない方々には無償で貸し付けをしたほうがいいという一般質問を私もした関係から、こういうふうに土地を借りる際には減額をしてもらうという案の議案でありまして、一步進んだのかなという感じをいたしております。

これは、全ての防集の土地に該当するものと解釈してよろしいかと思うんですが、それでもまだ金額的に、この1.4%とか、そういったものについては、やはりこれも減額なされたものについての交付税算入といったものがあるのかどうなのか。ないとするならば、算入されるんであれば、国あるいは県から許可をもらわなければこの数字というのは出てこないんでしょうけれども、もしそういったものがなくて、町独自の支援策の一環としてやるとするならば、この1.4%という数字の根拠はどこから来たのか、その辺ですね。

○議長（後藤清喜君） 復興用地課長。

○復興用地課長（佐藤孝志君） 1.4%という部分につきましては、県内の市町村の状況をちょっと確認しまして、各自治体とも固定資産相当額を貸付料として取るというふうな形になっておるものですから、当町においてもそれらと、それから譲渡を受ける方々との公平性の部分を考慮しまして、固定資産税評価額の1.4%ということにさせていただいておるところでござ

ざいます。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 料金の減免額に対する交付税算入は今のところございません。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 隣接の市町と大体並べたと、1.4%の数字というものに。もう少し安く、できれば私の個人的な考えは一般質問でも述べたように、20年あるいは30年の間については無償貸し付けという話をさせてもらったわけです。できればもっと安くしていただければという思いから言うんですが、これ、町長、こういった減額、町独自の支援という形になるかと思うんですけれども、できればもっと安くして数字を少なくして、安く移転する方々に貸し付けるような施策、それには交付税算入というものを国にやはり申し入れるべきではないかなというように思うんですよ。いろんな復興庁、いろんなところに要請はしているかと思うんですが、こういったことをしていかないと、なかなか高台にうちを建てられるという方々が難しくなってくるんじゃないかなと。

現に、今高台を希望されている方で悩んでいる方々の内容を聞きますと、今回のこの議案は貸し付けの関係ですが、買い取り価格の単価が高いと。自分たちが津波で流された買い取られる土地、要するに町が買い取りの額とその新しい土地を求めて購入する額が同じぐらいであればいいんだが、売った金額よりも新しく土地を買うところの値段が高くて手から出さなきやならない、そうするとどうしても建築する費用が少なくなるということで、今悩んでいる方々の数というのはすごい数であります。そういったことから、購入しようと思っても購入できない方、借りて建築するという方もかなりふえてくるかと思うので、そういった方々のためにもできるだけ少ない負担で高台防集に建築されるように、やっぱり町としても推進していかなければならぬという観点から、こういったことも国に強く働きかけるべきではないかなと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 前にも、一般質問でこの辺については、やりとりをちょっとさせていただきました。先ほどもお話がありましたように、ある意味町として独自で何とか再建できるような方策をということで、一歩一歩ではありますが少しは前進したなという思いであります。いずれ、財源等の手当てにつきましては、やっぱり町でやるというのはなかなか難しい問題がございますので、国にそういうお話し合いをさせていただく。以前にもちょっと話を国と、復興庁ともさせていただきましたけれども、なかなか難しいというお話をありました

けれども、いずれにしてもそういう再建ということを考えれば、少しでも少ないほうがいいということはおっしゃるとおりでございますので、今後ともいろいろ考えていきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） そこで、課長、概算でいいんですけれども、当初の計画ありますよね、この制定をする前の収入といいますか、貸した場合の額と、それからこの1.4%の減額、その差というものはどれぐらいになるのか、収入として入ってくる場合のです。それを、額が多ければやはり国にそういったことも強く要望していかなければならないんじゃないかなと思うんで、その額というのは大体算出できていますか。今無理ですか。無理ならしようがないですけれども、その辺いかがですか。

○議長（後藤清喜君） 復興用地課長。

○復興用地課長（佐藤孝志君） まちづくりニュース等で、分譲価格とそれから月当たりの貸付料の金額に関してはお示ししているわけですが、大体町民の方に通知している内容ですと、5,000円の部分だと約500円程度安くなりまして、1万8,000円ですと大体2,000円ぐらい安くなるということで、町全体のその差額についてはちょっとまだ検討していないものですから、今後その辺を検討しながらまいりたいと考えております。

○議長（後藤清喜君） ほかに。1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 今回の高台移転で、この土地の確保にはいろんなパターンがあると思うんです。今、私が相談されている内容というのは、とりあえず土地の確保は難しいので町から借りたいと。そういった面で今回土地を借りることの減額ということで、それは住民の再建に関しては大いな朗報かなと思います。

そういった中で、まちの高台移転の土地にうちを建てたと、うちを建ててその後何年かしてなかなか、例えば借り続けられないと、土地は借りているけれども建物は自分だと、こういった場合のこの建物というのはどういった形になるんでしょうか。町に借りた土地に自分のお金で住宅再建をしたと、その場合にこの建物はあくまでも個人の所有だと思うので、そのとき土地をまた別な人に貸す場合には、この建物を解体して貸すというような形になるんでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 復興用地課長。

○復興用地課長（佐藤孝志君） 第3者の方に、いろいろその都合にもよってくる場合があるかと思うんですが、基本的に転貸しといわれる部分は制限をさせていただくということで検討

しています。しかしながら、いろんな資金等の都合でどうしても売らざるを得ないとかという部分は、一時的な建物を建てたということからすると、それ以上の部分についてはなかなか制限できない部分もございますので、実態としては個別の案件ごとにいろいろ検討していくような形になろうかと思います。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 個別の案件に関しては、建てた本人と行政のほうで話し合ってどうするか考えると。

あと、この事業を進めるに当たって、ある程度何年か暮らしてその土地を買いたいと、その分は買えると思うんですけども、町のほうから。そして、借りていた土地を買って建物を建てて、それを誰かに売るというような形のことも認められるわけですか。

○議長（後藤清喜君） 復興用地課長。

○復興用地課長（佐藤孝志君） 当初の目的というのは、あくまでも被災を受けた方が移転、高台のほうに移転先を求めて住宅を建てるということを前提としております。ですから、転売目的で最初から建てるということはないかと思います。ただ、先ほど言ったように、いろんな資金の、建てたんですがいろんな事情の中で売らざるを得ないような状況等も現実問題としてありますので、その部分に関しては、やっぱり個別案件の中でいろいろ相談しながら検討していくことになろうかと思います。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 私が相談を受けている人は、高齢者の親を抱えて自分ももう定年退職になると。そういう場合に、とりあえず親は土地がほしいと、あと花壇をつったりとか、そういうこともしたいと。そういう中で、転売目的じゃなく、今とりあえず土地がほしいと。そして、建物も自分の家、そして自分の家から親を出したいと。そういう形の中で10年ぐらい住んだらば、なかなか建物の固定資産税、そしてこの土地の固定資産税は町のほうなんですかとも、いろんな経費がかかってくるのでその土地と建物をとりあえず売りたいんだと、そして災害公営住宅に入りたいんだと。そういう事案も出てくると思うんです。やっぱりそれに関しても、町としては個別の案件として住民の要望に応えていけるような体制はとれますか、今後。最後にこの辺どうでしようか。

○議長（後藤清喜君） 復興用地課長。

○復興用地課長（佐藤孝志君） その部分につきましては、現時点できちんと見当ということなんですが、いずれもう少し内容を具体的に詰めた中で、説明をした上で、皆さんに貸し付け

るのか、買っていただくのか、この辺を細部検討してまいりたいと考えております。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） この対象者について、原則、震災時点で移転促進区域内に居住していた者に限るということですが、この1番と2番の関係です。建築しようとする者の親族、この親族は、建築する者がその時点でそこに居住していれば、親族はどこから来てもいいと いうような解釈なんですか。そうなの。

○議長（後藤清喜君） 復興用地課長。

○復興用地課長（佐藤孝志君） 基本とすれば、一番最初の居住するための住宅を建築しようとする者と。しかしながら、例えば具体的に高齢者になりますと、なかなか資金の問題等、いろいろまた借りるにしてもいろんな問題が生じる場合がありますので、そのご家族の方が例えば町外において、どうしても土地を借りるなり買ってうちを建てたいと、そしてそのうちの中でご家族を見守っていきたいというような部分に関しては、その対象者であるというようなことがあります。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） いろんなケースが出てきて、そこを補うようなそういう目的もあるということですね。

それから、それに類するんですかね、この3番の特別の理由と。この特別の理由というのは どういうことを想定していますか。

○議長（後藤清喜君） 復興用地課長。

○復興用地課長（佐藤孝志君） 今、議員もお話ししましたように、想定では1と2という部分を想定しているわけですが、親族となりますと6親等の血族、それから3親等の姻族が対象となります。ですから、いろんな都合でそれらの中に入ってこられない方がもし土地を借りたいといった場合は、3号でご検討をするという場合、あるいは想定外の部分も発生する恐れもありますので、その辺は今後具体的に詰めていきたいというように考えております。

○議長（後藤清喜君） ほかに。4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 本案は集団移転、土地の減額ということですが、私は関連でお聞きしたいんですが、震災したがために個人で、自分で土地を探してうちを建てている人がいっぱいあります。その方々に対する減額措置、それらが全然、考えているのか。ないのか、あるのかです。それだけの力のある方々が自分で土地を求めて、あるいは自分の土地に建てるということになっていけば、宅地に3年でも何でも宅地にかわれば、普通の宅地の評価額になろ

うと思う。その場合は、全然この災害のために建てざるを得ない皆さんに対する減額の措置とか、そういうものは全然考えていないのかどうかです。その辺お伺いしたいと思います。

○議長（後藤清喜君）　復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川　明君）　いわゆる個別の移転者に対する支援というご質問だと思います。これまで個別移転につきましては、国の制度、通称「崖近」と言われる制度がございます。そのほかにも、町独自で同じ制度を設けておりますが、土地の取得あるいは土地の造成、そういうものに対して、借入金がある場合にその利息相当分について補助するというものです。それと、その公団で町の独自支援というのを現在取り扱ってございますが、その中でも、借り入れをしない方について一定の助成額を用意してございますので、そちらでそういう支援をしている状況でございます。

○議長（後藤清喜君）　4番阿部　建君。

○4番（阿部　建君）　今の説明で、利息とかそういうものは把握している上での質問なんですが、端的に言って、宅地に崖近ですね、それらの減額はないのかどうかということです。利息の補給、それはまた当然そういうふうになっていますから。これらについても、俺の質問が下手だからなかなかのみ込めないのかわかりませんが、新地に宅地を造成して、崖近に關係する、それらの方々にも減額の必要があるのではなかろうかなとそういうふうに考へるから。ただ、当町としてもなかなか税収も多くないわけですから、それは大変だろうけれども、どのような考え方をしているんだろうなと。相当数そういう崖近に關係があるわけですから、もう何百件でしょう。それらの方々の税についての、固定資産税についての考え方を聞いているんです。もう一回。

○議長（後藤清喜君）　企画課長。

○企画課長（阿部俊光君）　今、事業推進課で独自支援の制度面という部分から、幾つか国、それから町独自の支援もあるということで、そこはご理解をいただいたところでございます。それから、山を切り崩して宅地にして、そこに家を建てる。その場合の固定資産税等の、町の独自の減額等はないのかというようなお尋ねですけれども、現行の制度では、震災で個別に移転した場合の新たに宅地となったところについては、ないと思ってございますが、それ以外には通常の制度で、小規模の住宅用地ということで、たしか面積に応じて6分の1とか3分の1とかというような減額の現行の制度がありますので、それはそっくり適用になると思いますけれども、確かに定住促進という大きな枠組みで考えていけば、こういった事例がどんどん出ることによって、場合によっては町でさらに何か考えるというようなことがあ

れば、それはそれで、そのことによって人口流出が防げれば、そういったことも場合によつては必要かなとは思いますが、今後そこは検討してまいります。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもつて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもつて討論を終結いたします。

これより、議案第69号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第70号 南三陸町立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例
制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第6、議案第70号南三陸町立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案70号南三陸町立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例制定第についてをご説明申し上げます。

本案は、伊里前小学校に併設する名足小学校について、被災した学校施設の災害復旧工事が完了する見込みであることから、学校の位置を被災前の位置に戻すため及び志津川中学校に併設している戸倉中学校について、教育委員会の決定を踏まえて志津川中学校と統合するため、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） それでは、細部説明をさせていただきます。

本条例改正につきましては、被災して校舎が使用できないために伊里前小学校に併設をして

いる名足小学校につきまして、復旧工事が予定どおり10月中に完了する見込みであることから、学校行事等を調整した上で本年11月8日に震災前の位置に戻すことにいたしたいということと、もう一つは、従前から教育委員会として決定をしておりました町立学校通学区域の再編方針に基づき、震災後生徒数が減少した戸倉中学校につきまして、保護者及び地域の方々のご理解のもとに、平成26年4月1日から志津川中学校と通学区域を統合することを、本年4月24日開催の定例教育委員会で決定をさせていただきました。その後におきまして、統合中学校の開校準備及び戸倉中学校の閉校準備も予定どおり進んでいることから、平成26年4月1日の統合が可能と判断をいたし、本条例の一部改正を今回ご提案申し上げるものでございます。

議案書9ページに改正分ございますけれども、施行月日が違うことから、2条立てとなっております。

議案参考資料の14ページと15ページに新旧対照表がございますけれども、14ページのほうは本年11月8日施行で、名足小学校の位置をとの位置に戻すということでございます。15ページのほうは、平成26年4月1日施行で、戸倉中学校の名称と位置を削除して志津川中学校と統合するということでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 予定どおり、名足小学校も2学期からと思っていましたが、一応11月からということで、あと戸倉中学校においても、まだちょっと時間がかかるのかなと思っていましたら、来年度から統合確定ということになります。あと今後、南三陸町の再建、住民再建が進んでいきますが、28年度から、登米市に移っていた方々、そしてみなしことに移っていた方々、この方々が地元で住宅再建を望みます。そうなったときの生徒児童数の増加、その辺をどれぐらいに予定しているのでしょうか。28年、高台移転が始まります、それで住宅建設となると、またそこから4、5年、6年とかかりますが、そういった将来の想定、児童生徒数、どのように教育委員会では見ているのでしょうか。その辺お聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 防集団地が完成したころ、生徒数の推移ということですけれども、それによって帰ってくる方もおるであろうということは否定できませんが、今の現状からしてそう多くふえる見込みというのはなかなか立てにくいということで考えております。

本年度現在、戸倉中学校については現在43名の生徒数でございます。このまま推移をすれば、26年度については38名、27年度は31名という、そういった推計の生徒数となっておりまして、防集団地完成以後、若干生徒数がふえる可能性はありますけれども、そう極端にふえる見込みはないであろうと、そういった考えでおります。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 課長、私が言っているのは、志津川中学校に統合されるわけですよね、そうすると戸倉中学校はあくまでもなくなると、そういった意味合いで、戸倉中学区の生徒のこの推移じゃなくて、もう志津川中学校としての生徒の推移。何でかというと、結局多くの仲間と一緒に学ぶことでスポーツ、勉強にもいっぱいプラスになるということで、行政のほうでは今まで合併、統合を進めてきました。志津川中学校、これも含めて、登米市、みなしふ設から帰ってきたときの人の把握、子供たちの把握、その辺をしていると思うんですよ。そして、その人たちがどこに移るかというのも、町の中ではある程度把握していると思います。そして、その子供さんたちがどこの地区に、例えば5年後移ってきたときに、子供さんがそのときに何年になって何人とかというのは、ある程度その辺も想定しておかないと。とりあえず減る、減るではなくて、やっぱり住民をふやすためにもそういった把握のもとで学校の施設関係とか、その辺の整備も必要だと思いますので、例えば5年後どれぐらいの、ことしか来年合併して何名で、それが5年後に志津川中学校は幾らぐらいになるのか。その辺、私は一番聞きたいと思っています。なぜかというと、名足地区は歌津の地区の中で、その地区的な小学校として、その辺は間違いなく大きななかなか人口の増は見られないんですけども、志津川地区に関しては、戸倉地区に関しても、登米市、みなしふ設にたくさんの方が移っています。その人たちが帰ってきたことによる生徒数、その辺の増加を聞いています。その辺もう一度、わかる範囲でお願いします。

○議長（後藤清喜君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） なかなか、その段階での人口動態を把握するというのは非常に難しいことでありまして、はっきり申し上げて、28年度の段階で志津川中学校の生徒がどれぐらいになるかという部分については、なかなか今その辺具体的には捉えておりません。いずれにしても、志津川中学校そのものも生徒数が減少傾向でありますし、来年度戸倉中学校と統合しても240人台の規模になります、統合中学校も。その後、人口、生徒数の推移、具体にはちょっと把握できませんが、多少ふえるにしても減るにしても、いずれ施設としての対応については十分可能でありますので、その辺については大丈夫かなと考えております。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 私が言いたいのは、とりあえずそういった家庭が、なかなか南三陸町の再建ができないということで、ほかに移ることによっての生徒数の減少を考えています。ですから、やっぱり早期の高台移転、その辺を早くやることでもって、町から子供たちが離れない状況を町でつくっていく。それは、やっぱり町の高台移転の早期完成の取り組みにかかっていると思いますので、町長初め、ひとつよろしくお願ひします。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第70号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時04分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第71号 南三陸町立保育所条例及び南三陸町立へき地保育所条例の
一部を改正する条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第7、議案第71号南三陸町立保育所条例及び南三陸町立へき地保育所条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第71号南三陸町立保育所条例及び南三陸町立へき地保育所条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した町立の保育所及び保育園に通っている児童の扶養義務者の負担の軽減を図るため、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、細部説明をいたしますが、その前に、議案配付後に訂正箇所がございましたこと、まことに申しわけないと思っております。今後は細心の注意を払ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、説明をさせていただきます。議案書のほうで説明をさせていただきます。

11ページでございます。

今回、保育所及びへき地保育所条例の一部を改正する条例制定というようなことでございますが、いわゆる減免でございます。今回、宮城県の安心こども基金、これは国からの交付金を財源に県が基金を造成するというような基金でございますが、その基金により保育料の減免につきまして充当があるというようなことの内示がございましたので、25年度分の保育料を徴収しないというようなことでございます。

まず、第1条ですが、附則に次の1項を加えるということで、保育料の徴収の特例でございます。第4条の規定にかかわらずというようなことでございますが、この第4条につきましては保育料の規定でございます。震災により、次の各号に該当する者に係る平成25年度分の保育料は徴収しないと。1号といたしまして、半壊以上の損害を受けた者、それから扶養義務者で平成24年度中における所得が平成22年度中における所得の2分の1以下になった者というようなことでございます。ちなみに、対象者数でございますが87世帯、金額にして約1,400万円というようなことになります。今回の補正予算には計上しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

なお、へき地保育所条例につきましては、名足保育園の分というようなことでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第71号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第72号 南三陸町志津川都市計画事業志津川地区被災市街地復興土地区画整理事業の施行に関する条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第8、議案第72号南三陸町志津川都市計画事業志津川地区被災市街地復興土地区画整理事業の施行に関する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第72号南三陸町志津川都市計画事業志津川地区被災市街地復興土地区画整理事業の施行に関する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、土地区画整理事業法及び被災市街地復興特別措置法に基づき、町が施行する志津川地区被災市街地復興土地区画整理事業に関し、必要な事項について新たに定めるものであります。細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） では、志津川地区で実施します南三陸町志津川都市計画事業志津川地区被災市街地復興土地区画整理事業の施行に関する条例の制定についてご説明します。

議案書の13ページから20ページに制定する条例を示しておりますが、議案参考資料のほうで説明させていただきたいと思います。

参考資料18ページをごらんください。

先月の特別委員会でも志津川市街地で実施します土地区画整理事業の事業計画、換地手法などについてご説明させていただきました。今回の条例制定は資料18ページの赤枠で囲われている部分に関するもので、土地区画整理事業法第52条に事業を施工する場合は施工規定及び事業

計画を定めなければならないとあり、同53条に施工規定は条例で定めるとあります。

参考資料19ページをごらんください。

本条例の要旨を記載しております。1番、主旨としまして、平成24年9月18日に都市計画決定された志津川地区被災市街地復興土地区画整理事業の施工に当たり、土地区画整理法第53条に基づき本条例を制定するものです。2番、施工規定の記載内容ですが、土地区画整理法第53条第2項の規定により、施工規定には次の7つの事項を記載しなさいとなっておりますので、ここに示してあります1から7つの事項について条例に記載しております。

この条例には、土地区画整理審議会についての規定も示しております、3としまして、土地区画整理審議会の概要について述べさせていただきます。

土地区画整理審議会の概要についてですが、土地区画整理法第56条第1項の規定により、土地区画整理審議会を置くこととされており、本条例で審議会などに関する事項を定めております。

審議会の委員ですが、志津川の場合、低地部約60ヘクタールが事業面積となりますので、60ヘクタールの施工地区内において、宅地の所有者及び借地権者から選挙により選任される委員と、学識経験を有する者の中から町長が選任する委員によって組織されます。委員の定数ですが、定数としては15名、そのうち3名を学識経験者としており、残りの12名の方が土地所有者や借地権者から選挙により選任された委員となります。

審議会の目的ですが、目的としては、委員は施工地区内の地権者を代表し、その意見を事業に反映するとともに施工者と地権者の間に立って公平な換地設計となるよう調整を行うものです。

議案参考資料19ページの資料の下段のほうに四角枠の中に、審議会の役割というものを記載させていただいております。役割としましては、審議会の同意が必要なもの、または意見を聞かなければならないものがそれぞれ規定されております。

参考資料20ページをごらんください。

こちらの資料につきましては、市街化の予想図を添付させていただいておりますが、ゾーニングの詳細や事業費等については、先月の特別委員会でご説明させていただきましたので、詳細についてはご説明を省略させていただきます。

議案書の19ページをごらんください。

本条例に関連して、附則として南三陸町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部をあわせて改正しております。これは、当該条例に審議会委員等の報酬など

の規定が定められていませんので、今回改正を行っているものです。なお、この改正に当たっては、南三陸町特別職報酬等審議会に諮り了承を得ております。

説明は以上となります、ご審議の上、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 特別委員会でもちょっとお話をさせてもらいましたけれども、この市街化予想図なんですが、防潮堤を見直して防潮林、要するに木などを植えて防潮堤の役割を果たすべきだというような陳情書、要望書が出ておりまして、私どもも採択しておりまして、この図面を見ますと、海寄りの、海側に予定しているこの防潮堤をなくして防潮林、木を植えたほうがいいというような陳情内容のものでした。これを見ますと、当初からの計画にあったこの防潮堤、これをこう全部やる予定ですよね。そうしますと、私どもが陳情採択した要件といいますか、内容に反するのかなという感じがするんですが。その辺はどのようなお考えでいるのか。あくまでもこれは市街化予想図だから、予想図。これが、この防潮堤をつくらないで防潮林をつくるという考えが、今あるのかどうなのか、その辺。

○議長（後藤清喜君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 防潮林につきましては、まず市街化予想図でこの赤く、海のほう、下段のほう、赤くラインになっているところに県の事業で防潮堤、8.7メートルの防潮堤をつくる計画です。要はこの代替の機能として、防潮林によってその代替の機能の役割を果たすということは非常に難しいということなので、まずは構造物でその機能を設置した上で、その構造物の背後に防潮林というか、林的なものを設置できればと考えていて、こここの今の市街化予想図には具体には入っていないんですけども、こちらの八幡川、ちょっと今白抜きになっています八幡川の右岸側のほうでは、そういった機能も兼ね備えた防潮林というのを計画しているところです。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 説明の中では大体予想はつかなくもないんですが、実際にこの今課長が言われた内容、色で示してもらうと、これを見る限りでは何らないわけですから、後で、いや、あのときの議会で皆さん了承したでしょと言われるのが私たちも困るわけで、あくまでも予想図ということで出しているんですが、きっちとした内容、図面でもってこういうことも考えているということも、この際ですから出してもらえば納得しやすいのかなと思いますし、陳情の内容はあくまでも防潮堤ではなく防潮林、防潮堤にかわる防潮林をつくってほ

しいと、つくるべきだという陳情だったわけですから。それを全会一致で採択しているわけです、採択。それを、なにこれは町長やるものだもの、仕方ないべというわけには我々議会はいかないわけですよ。あくまでも、これが議会制民主主義ですから、総意ですから。

今、防潮堤に関しては、皆さん、新聞、テレビ等でおわかりのとおり、この見直しが各市町村で検討されております。青森県あたりも見直しをするということで当初の計画からかなり変更になっておりますので、お隣の気仙沼市でも今見直しの検討に入っているところでありまして、県が示していることはわからないわけでもないんですが、今そういった被災地におきましては防潮堤のあり方の検討をしているさなかであります。そういった中で、我々は地域住民からのその陳情、防潮堤にかわる防潮林の必要性というのも採択しているわけですので、この土地のかさ上げによって海が見えるとか、あるいは防潮堤で海が見えなくなるんじゃないというようなこともありますでしょうが、いずれにしても陳情書の内容からしてみれば、この図面から判断するにちょっと異なるのかなという感じがするんで。

それで、防潮林のこの計画、どこからどこまでをやられる予定なのか。できればきちっとこの図面で示してほしいんですが、今示せませんか。口頭だけでは何ら、課長を信用しないというんじゃないですよ。ここで我々、参考資料で出されたものに対して了としたときに、何も残らないわけですよ、書類として。その辺、いかがですか。この計画予想図とか、ここには書いていないんだけれども、予想していますよとかという、この図面の示し方、示せませんか。

○議長（後藤清喜君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） まず、防潮林の役割から整理させていただきたいと思うんですけども、まず一般的に防潮林というのは、海と陸との境に植えられて、海からの潮だったり、潮位を防砂するという、漢字のごとくなんですが、今回志津川の場合は8.7メートル、まあ10メートルなんですけれども、地盤がかさ上げになります。海から見た場合は逆に10メートルほど内陸のほうが高くなりますので、その高くなったところにさらに防潮林というのを建設した場合に、結果的には役割としてはもう防潮林というよりは、防砂なのか防風林なのか、そういった役割にしかならないのかなと。その防潮という機能に対しては、県のほうで防潮堤によってその役割を果たすという計画でおりますので、あえて林的な木、植林的なものをもし設けるとすれば、やはり暴風的なもの、または景観的なものの機能を持たせたような形で設置する計画しかないのかなと思っております。

なので、ここに具体に示せないかというのに対しましては、この図面自体が市街化を予想し

ている図面、構造物だったりゾーニングだったりということを示していますので、その細かいというか、どこに木を植えたりとか、景観上植林をしたりとかというエリアについては、この市街化予想図には反映されない図面となっておりますので、示すことは困難かなと考えております。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 私の表現がちょっとまずかった、わかりやすく防潮林ということから始まつたんだけれども、いろいろあるわけですね、防砂するところとか、あるいは保安林とか、さまざまあるわけですね、林の中にも。それはわかっているんです。わかりやすく防潮林という言葉を発してしまったんですが、その防潮堤にかわる津波被害を食いとめるための木を植えてほしいと、防潮堤にかわる、それが陳情書の内容なわけなんです。ですから、そうしますと、ここでごたごた言ったってしようがない。防潮堤は当初の計画どおりにつくるという案といいますか、内容だということですね。そうしますと、私どもが陳情書を採択したのには反するということになりますね、結果的には。私はそう解釈するんですが、いかがですか。

○議長（後藤清喜君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 陳情書をいただいた時点と若干背後の状況が変わっていまして、まず背後地盤が10メートルになりますと。背後地盤が低かったときの計画であれば、全面をコンクリートで囲うよりもその防潮林的なもので機能をということも考えられたと思うんですが、現時点でその内陸の地盤が10メートルまでかさ上げになりますので、先ほど言ったように、その上にまた木を植えても防潮林的なものにはならない。それで、今県が計画していますその防潮堤、コンクリートですけれども、防潮堤のコンクリートにかわって防潮林的な林、木を植えても、結果的には陸からは木は何ら見えないような形にもなってしまいますので、県の事業としては、今はコンクリートの防潮堤で8.7まで施工すると。

今、陳情を受けました防潮林、防風林なのかですけれども、その林的なものについては、先ほど言ったように八幡川の右岸側、今の松原公園のほうで具体的にできないかということです。今検討させていただいているので、そちらの計画ができましたらご説明させていただけたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 議長、動議ですけれども、先ほど来申し上げましたように、私ども議会に地域住民の方々から、防潮堤にかわる木を植えて津波等を防いでほしいと、そういう趣

旨の陳情書がなされまして、議会で採択しているわけです。そこで、今ここでほんとこの防潮堤、従来の計画と何ら変わりないというようなことでありますので、ここで即決というのは、私は大変難しい立場に今おかれてはいるのかなと、議会としまして、議員としまして、でありますから、この議案に関しましては、特別委員会に付託をして皆さんでまた再度検討する必要があるんではないかという感じがいたしますので、この議案につきましては、特別委員会に付託ということをお取り計り願いたいと思います。動議を提出します。（「賛成」の声あり）

○議長（後藤清喜君） 賛成がおりますから、動議が成立したということでございます。

議案72号につきましては、東日本大震災特別委員会に付託することに決定しました。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。それでは、議案第72号南三陸町志津川都市計画事業志津川地区被災市街地復興土地区画整理事業の施行に関する条例制定については、東日本大震災特別委員会に付託と決定しました。

日程第9 議案第73号 財産の取得について

○議長（後藤清喜君） 日程第9、議案第73号財産の取得についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第73号財産の取得についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により学校施設が被災した名足小学校の災害復旧事業に係る管理備品の購入を目的とした売買契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） それでは、細部説明をさせていただきます。

本案につきましては、先ほどご決定いただき、本年11月8日にもとの校舎で再開することになりました名足小学校の管理備品の購入契約につきまして、議会の議決に付すべきものとしてご提案申し上げるものでございます。

議案参考資料の21ページをお開き願います。

業務名ですけれども、平成25年度名足小学校災害復旧事業管理備品購入業務でございます。2の業務概要でございますけれども、東日本大震災により被災した名足小学校に係る災害復旧事業対象備品（管理備品）の整備。契約方法につきましては、見積もり徴収による随意契約でございます。見積もり執行日、見積もり徴収業者、予定価格、見積もり執行結果、契約保証金、納品の場所、納品の期限については、記載のとおりでございます。

参考資料の22ページに備品の種類を記載しておりますけれども、児童用の机、椅子、教員用の机、椅子などが主なものでございます。

なお、学校再開に必要な備品はこの管理備品のほかにも、放送設備、電気用品、教材備品等がござりまして、それらにつきましても、現在購入の準備を進めているところでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第73号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第74号 財産の取得について

○議長（後藤清喜君） 日程第10、議案第74号財産の取得についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第74号財産の取得についてをご説明申し上

げます。

本案は、防災集団移転促進事業に係る移転元地の取得について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。復興用地課長。

○復興用地課長（佐藤孝志君） それでは、私のほうから議案第74号の細部説明をしたいと思います。

本町においては、東日本大震災により市街地や漁村集落などが壊滅的な被害を受けたことを教訓に、住まいを高台に移転することを進める一方、被災のあった区域を災害危険区域、移転促進区域に指定し、防災集団移転促進事業を活用しながら土地の買い取りを進めているところであります。

平成25年9月5日現在における買い取り状況は1,127筆を売買契約し、契約率で36.7%、買い取り面積で39.6ヘクタール、買い取り金額で約56億円となっております。

さて、ただいま議案として提案しております契約の相手方は、震災以前から町内に法人所有と個人所有の賃貸住宅用地をお持ちで、合わせて7筆、約6,600平方メートル、約2,000坪ほどの買い取り申し出がなされております。今回そのうち、議会の議決を必要とする土地は法人所有の4筆で約5,300平米であります。

それでは、具体に買い取りする場所をご説明したいと思いますので、議案参考資料の24ページをお開きいただきたいと思います。

ちょっと図面が見づらくて大変申しわけございませんが、この図面は志津川駅裏付近の公図に、小字、地番、地目、地籍を記載したもので、右側のページ数が書いている付近に、南北に細長い部分が鉄道敷となっております。土地を買い取る場所は、志津川駅裏付近のあさひ幼稚園付近にありました民間の賃貸住宅の敷地で、黄色く塗り潰されている部分でございます。字中瀬町に2カ所、字塩入に1カ所で、合計3カ所。ここには戸建て住宅や2階程度の共同住宅が建築されており、全体の筆数は4筆で、面積は5303.58平方メートル、約1,600坪で、取得金額は約1億200万円ほどとなっております。

次に、土地の価格でございますが、土地の価格は不動産鑑定などをもとに標準地の価格を決定し、今回買い取りする土地の比準により決定しておるものでございます。

以上で議案第74号についての細部説明を終わりたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 本案は、今の説明では土地単価は鑑定士で鑑定をしたと。果たして、平米、これ計算すればわかるわけですけれども、平米幾らぐらいになるのか、それが1点であります。

それで、法人分だと。これ何か、なぜ飛び飛びに取得しなければならないのか。その周囲もそれなりに予定がどのような、この分だけではないんでしょう。この周囲も取得するということなのか、なぜこの分だけ特に今回買う必要が、取得する必要があるのか。周囲が必要であれば、周囲と同時に取得するほうがいいのかと、不公平ではないかと。平等性に欠けていないかです。その辺の説明を願います。

○議長（後藤清喜君） 復興用地課長。

○復興用地課長（佐藤孝志君） まず、単価の関係ですが、議案参考資料の25ページに記載がありますとおり、1平米当たり1万6,300円という土地が中瀬町67番1、67番3、それから83番1であります。3筆が1万6,300円。151番1につきましては、2万3,500円となっております。それから、2点目の、なぜ飛び飛びに取得するのかということですが、今回契約の相手方の所有する土地が黄色く塗っておりまして、その周囲にも確かに住宅用地はございます。その土地も隨時、町でも購入しているわけですが、その個人個人の土地につきましては、議会に付すべき案件、5,000平米かつ700万円以上という額に達しませんので、議会にはご提案していないという状況でございます。ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（後藤清喜君） 4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） そうすると、議決の必要があるんだということ、面積制限だということ。土地の単価については、今説明されたから内容は知ることができましたが、周囲も必要で買収するんだと。現段階で買収がされているのかどうかです。そこが私は不公平、平等に同時にやはり周囲を買ったほうがいいんじゃないのかと。なぜ、1人の方ばかりなのかという、周囲は皆買収済みなんですか。それとも、これから買おうとしているんですか。その辺をもう少し詳しく説明してください。

○議長（後藤清喜君） 復興用地課長。

○復興用地課長（佐藤孝志君） 土地の所有者に、基本的に防災集団移転促進事業につきましては任意事業ということで、当然町に買っていただきたいという方と、あるいは自分の土地と

してそのままお持ちになっていきたいという方の意向がまずあります。それで、こちらに申し出があった方につきましては、価格をお示しして、その価格でよろしいですかということに対して承諾いただける分については随時購入している状況にあります。ですから、この付近につきましても、虫食い状態にはなりますが、随時町で契約をし、土地代金をお支払いしている状況にはございます。

以上です。

○議長（後藤清喜君） 4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 申し出のあった順番みたいな説明ですけれども、この辺の申し出があとはないのか、取得しているところがこの周囲に幾らあるのか、そこなんですよ。ここは飛び飛びこの3カ所を申し出があったからということで、あとの人たちもみんな売りたがっていますよ、正直に言って。買ってもらいたくているんですよ。私聞いているんですから、そういう内容を。そこを言っている。どの程度、今現在買収されている分が……、できれば色か何か塗って示して、もう一回提出してください。買収済みの分。

○議長（後藤清喜君） 復興用地課長。

○復興用地課長（佐藤孝志君） ここの中瀬町に限って、ちょっと今手元の資料にはないんですが、差し当たり志津川市街地であれば、大体……（「この周囲の部分」の声あり）周囲の部分につきましては、今ほとんどの住宅地でやった部分に関しては、購入あるいは契約の手続を進めておるところでございます。防災集団で買える土地というのは、住宅の用地であった部分が買える部分でございますので、従来そこにお住いになって被害のあった部分に関しては、随時、契約を交わして、こちらで買っている状況です。

以上です。

○議長（後藤清喜君） 4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） その説明はわかりましたが、今取得している分を示してもらいたい、この周囲で。それは当然でしょう、買う準備を進めている人は。議決の必要のない分、果たしてこの周囲がどの程度買われているのか。もし、買われていないとすれば、なぜここだけ買うんだと、そういうことです。申し出られたからって、みんな申し出ているんですよ、買ってもらいたいと。そういうことですよ。みんな終わっているんですか。取得、済んでいるんですか。その辺ですよ。何かこの飛び飛び、どうですか、どう説明しますか。

○議長（後藤清喜君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 阿部議員のおっしゃること、十分わかるんですけども、一つは、今

回ここを政策的に何か町が買うということじゃなくて、先ほどから用地課長が言っていますように、被災地における宅地について、それぞれ所有者のご意向が町に買い取りの申し出があった分については順次買い上げをさせていただいていると。それで、今回ご提案いただいているのはたまたま議会の1つの契約が……（「わかっている」の声あり）ですから、そういうことで提示をしているわけですから。それで、今周辺の買い上げ状況をちょっと図面で示せというお話ですけれども、ある意味これは個人情報、どなたが売ってどなたが売らないのか、それをあえてお示しをしないとこの議決との関係については直接ないんだろうと思いますし、個人情報の問題にもある意味つながるわけでございますから、そこは制度をご理解いただいていると思いますので、ひとつご了承いただきたいと。これは、これで議会の議決に1件の契約が700万円以上5,000平米にたまたま該当しているということで、ご提案をしているということでございますので、ひとつご理解いただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） ちょっとお待ちください。

では、ここで昼食のための休憩をいたします。再開は1時10分といたします。

午後0時02分 休憩

午後1時10分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

復興用地課長。

○復興用地課長（佐藤孝志君） それでは、午前中におきまして、4番議員より買い取り状況の図面の件でのご質疑がありましたが、個人情報の関係もちょっとございまして、配付ということがなかなか難しい状況にあるものですから、字中瀬町に限って契約の状況、申し出の状況について調べさせていただきました。この状況についてご報告したいと思います。

字中瀬町の申し出筆数は102筆になっております。申し出面積につきましては3万2,649平方メートル、そのうち契約筆数は51筆で、契約面積は1万8,452平方メートルとなっております。契約率ですと56%になっておる状況ですので、ひとつご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（後藤清喜君） 4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 私は質問回数4回……。

○議長（後藤清喜君） わかっています。どうぞ。

○4番（阿部 建君） いいですか。いいですか。

○議長（後藤清喜君） はい。

○4番（阿部 建君） 今、議長の許可が出ましたので質問を続けますけれども、そうすると、私はこの周辺が買われているのか、そしてここに一体何をつくろうとしているのか、今。それを急いで買う必要があるって、何をつくろうとしているのかというのが1点なんですよ。

それから、周囲の皆さんのお土地を、申し出のあった方々の土地は全て買い上げているのかどうか、全てですよ。申し出があれば、順次買い上げるということですから。そして、この買い上げ契約して、いつこのお金を払うのか、その辺。とにかく、できれば現場、どこで何を建てようとしているのか。何か諸説に急ぐ必要があるのか。これは防災、防集ということは一日も早く復旧・復興必要なことだから、余りたつと、あいつらまた反対しているんじゃないかと言われてもうまくないから、それは一日も早く復旧・復興を願っているですから、その中で周囲の方々も全て申し出の方々は平等に扱わなければならぬ。そういうふうになっているんですから、そういうようなやり方をしているのかどうかという。だから、色で示せという、名前を書けとか、誰とか、そういうことを言っているんじゃないんです。この辺は買っているんだと、あとこの辺が今話し中だとか、56%というのはどこが56%なのか。中瀬町と言うけれども、とんでもなく広いんだから、中瀬町。私が言っているのは、この今飛び地、飛び飛びこの3カ所の周囲のことを言っているんですよ。どこだかはっきりわかりませんから、中瀬町広いから。もし、何でしたら現場見て、何を一体ここにどういう施設をつくるのかなど、そんなことを含めて、もう一回。後は、私は質問をやめますから、後はどなたか、なければ採決でも何でもいいんですけれども。答弁お願いします。

○議長（後藤清喜君） 復興用地課長。

○復興用地課長（佐藤孝志君） まず、それでは買い取りの流れについてちょっとご説明したいと思うんですが、土地の所有者から買い取りの申し出を最初に出していただくと。そして、町では、その申し出があった土地が今回防災集団移転で買える土地につきましては、住宅用地に限って購入ができるということで、その申し出があった土地に住宅が建てられていたのかどうかということを判断いたします。それで、申し出があったところに住宅があったのであれば、土地の価格を比準しまして買い取り通知というものを送らせていただいております。申し出の中には、住宅用地ではなく買い取りできませんという方のご通知もございます。買い取り通知を出したことによって単価をお示しすることができますので、所有者は、それをご了解いただいた方に関しては、町に対して承諾書を一応出していただきます。出したことによって、こちらの町と土地所有者間で契約を締結させていただきまして、その契約に基づ

いて町は所有権の移転登記をします。それで、所有権の移転が済んだ時点でお金の支払いの準備に行くという大きな流れでございます。

買い取られた土地につきましては、この事業そのものが被災者支援という立場なので、その考え方で創設されているものですので、高台移転に移ったときの住宅資金なり、土地の取得資金等に緊急に必要だということで、町でも契約時も急いでいる状況です。しかしながら、件数がちょっと多いものですから、おくれて進捗がなかなか進まない状況にあるのも実態かと思います。

それで、差し当たりあの付近につきましては、先ほども字中瀬町ということで、大まかには駅前付近から、中瀬町というと大体北側は旧県営住宅付近、あれから道路で囲まれて今回購入予定の中瀬町83-1ということで、大雄寺のお墓に行く付近に道路に囲まれた部分が字中瀬町という大きな小字になっております。その買い取り状況は先ほどお話ししましたとおり、大体56%で契約をしている状況にございます。

買い取られた土地につきましては、ちょうど駅裏部分に関しては圃場整備で事業をしていまして、町の土地あるいは個人でも買い取られない土地につきましては、1カ所に集約しまして今後事業を進めていくということになっております。

以上です。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 土地利用の部分につきまして、今お話がありましたその圃場整備の計画、少し説明をさせていただきたいと思います。

わかりやすくお話しさせていただければ、線路、もとの志津川駅があったあの線路から裏側、駅裏、ここ側の土地全体なんですけれども、もとの地区名でいえば廻館、中瀬町、竹川原、おおむねこれらの地域に係る部分なんですけれども、農地と、それから今回用地課で買い取る住宅地、あわせて区画整理をし直して、農地の有効利用ということで田んぼ、畑の圃場整備とあわせて、町が買い上げた町有地の整理を行う計画でございます。改めて住宅地の部分につきましては、道路沿いに合わせて配置し直します。農業がしやすいような区画をまずとりながら、道路沿いに合わせて町有地を再配置し直して、全体的に有効利用を図っていくという考え方でございます。

○議長（後藤清喜君） ほかに。1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 今、先ほどから午前中から、阿部議員からこの場所についていろいろ質問がなされました。やっとこの場所がどこだか私も把握できました。図面がこう来てだけ

では、どこがどこだかわからないんですけれども、基本的にこれ全部アパートだった部分だと思います。JR東日本の跡地のアパートを民間が改装してアパートにしたと。新しくアパートをつくって、あともう1カ所の分ですが、この分に関しては中瀬町67番地1、1,829平米、この部分というのは、アパートとたしか倉庫か何かだったと思うんですけれども、この部分に関して、アパートと倉庫の比率、大体どれぐらいあったのか。宅地は今、課長が全て買い上げるんだと、あと志津川市街地の買い上げに関しては、宅地と倉庫、その辺を隣接していたならば一緒に宅地として買い上げるという方向もありましたので、その辺。この67番1、この分の宅地と倉庫用地の比率、わかれば。あと、さっき平米単価で教えてもらったんすけれども、坪単価で正式な価格を教えてください。

○議長（後藤清喜君）　復興用地課長。

○復興用地課長（佐藤孝志君）　67—1と67—3、こちらの土地については、全筆宅地という地目になっておりますので、倉庫用地とアパート用地という区分けがちょっと不可能な状態なので、今ここで割合がどれくらいということは言いかねます。ただ、言えることは、土地の評価をする場合、兼用住宅とか、店と住宅が兼用する場合、あるいは敷地内に店舗と住宅がある場合も、なかなか面積案分とはいかないので、全体としては1区画をまとめて買っていけるという、町全体が、そういう形での方針で取り組んでおりますので、この辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君）　坪単価。

○復興用地課長（佐藤孝志君）　坪単価ですが、1平米1万6,300円ですと、3.3を掛けますと、5万3,790円という価格になります。それから、2万3,500円という平米につきましては、7万7,550円という坪単価になります。

以上です。

○議長（後藤清喜君）　1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君）　宅地と倉庫、あと店舗に関しての、一体にして買い上げると、こういった話は市街地の買い上げの中でも多くの人たちから聞いていました。しかしながら、私の知っている人に関しては、町民の方ですが、アパート経営をしていて、その前が全部商店用地だったんですけども、その方はなかなかその商店用地を買い上げてくれないと、そこはアパートと商店が一体で自分の土地だったんですけども。そして、今回そこに道路が通るということで、それでやっとその土地も買い上げられるというような形になりました。だから、この土地の、今の課長の説明ですと、とりあえず全部宅地というような感じのくくりで説明

されていましたが、そこの土地に関しては南三陸新聞の事務所があった場所です。それとアパートがあつた場所がこの場所です。だから、その辺の中で、今坪単価を聞きましたけれども、中瀬町、竹川原、その辺の価格というのが、道路1本山手のほうに入ると4万5,000円です。そして今、道路1本ちょっと右にそれただけでやっぱり5万3,000円。そして、この今示した67番地1、これが7万7,000円。この土地の評価、これというのは地価として示されている正式な単価から割り出した地価なんでしょうか。それとも、何か含む部分があるんでしょうか。ないとは思いますけれども、その価格の差というのは、やっぱりその土地の標準価格とか固定資産税とか、その辺から出したにしては余りにも、一歩違っただけで1万、下手すると2万何ぼ、それぐらいの違いって、そういった地区あるんでしょうか。その辺、もう一度お願いします。

○議長（後藤清喜君）　復興用地課長。

○復興用地課長（佐藤孝志君）　評価につきましては、その一つ一つの土地が持っている価格形がございます。例えば、四角い土地で道路に面している、一定の幅員を標準として考えた場合、やはり不整形な形、間口が狭い形、あるいは高さのある宅地、これらについてはなかなかやっぱり標準の価格よりは下がるという基準になっています。それから、ある程度整形された土地、前面道路が広い道路、角地、あるいは二方路、三方路と、道路に接する部分が多くればやはり加算されるという大きな評価基準になっていますので、それらをもとに評価の価格を算定しておる状況です。ですから、各区画の面積とか位置によりまして、同じ地域であっても価格差がどうしても生じてしまっているというのが現状であります。

○議長（後藤清喜君）　1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君）　今、課長が説明した、道路に面しているその立地条件、あとその土地のあり方、それでもって価格が変わると。これが平等かといったら、私は平等じゃないと思います。何でかというのは、気仙沼線の駅側のほう、あそこで大体8万5,000円か、そのぐらい結構いい価格がついていますけれども、あそこから一歩中に入った、先ほどあさひ幼稚園のところと言っていましたけれども、あそこの道路ってめちゃくちゃ狭いんですよ。そして、町の住宅に入るところも狭い。そういった中で、今みたいな説明というのは、私的には納得がいかないと。その辺の基準値のところで、多分あの辺の土地の人たちはそれで買ってもらつて、この土地が果たして平等な形で考えた場合に、あの地域の人たちと同じで示されているかはその辺の人たちに聞けばわかることなんですけれども、町としてはこれは正当な価格だと言ってこの価格を示しているということで、判断でいいんでしょうか。

○議長（後藤清喜君）　復興用地課長。

○復興用地課長（佐藤孝志君）　土地の評価そのものは、町独自で決めておるのではなくて、公共事業補償基準というものがございます。それは、国で一定の審議会等に意見を聞きながら決定している基準であります、それらの基準の中に先ほどお話ししたような基準がございまして、その基準にのっとって各土地の評価をしているということでございますので、ご協力のほどお願いいたします。

○議長（後藤清喜君）　ほかに。11番及川　均君。

○11番（及川　均君）　議事進行についての動議ということになりますか、提出します。

本案については、議員皆さんもなかなか理解できない。やはり、これは現場に行って現場を見る必要があるだろうと。現場においての道路1本隔てても価格が違うというその差はどこから来るのかといった問題も、やはり現地に立ち会わないと理解できないのかなと思います。よって、これは追って特別委員会に付託をして、特別委員会で現地調査をすべきではなかろうかと思います。（「賛成」の声あり）よろしくどうぞ。

○議長（後藤清喜君）　ただいま、11番議員から特別委員会に付託するとの動議が出されました。この動議は所定の賛成者がありますので成立しました。

この議案第74号を特別委員会に付託する動議を議題とします。

この採決は起立によって行います。

4番。

○4番（阿部　建君）　先ほどの特別委員会付託は、議長の判断で、議会の採決をとらないで決定をされました。そうすると、さっきのは間違ったのか、違反、何ていいですか、議事進行上、それはちょっと……。やはり、今回も先ほどと同じような判断をするべきだと。そうすると、議長、どういうふうに……。我々はどっちが本当なんだと。

○議長（後藤清喜君）　暫時休憩いたします。

午後1時29分　休憩

午後1時30分　開議

○議長（後藤清喜君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

この動議のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（後藤清喜君）　同数でしたので、ここは議長によって決めます。よって、動議は否決さ

れました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第74号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤清喜君） 同数であります。よって、議長において本案は原案のとおり可決されました。（「議事進行」の声あり）

14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 先ほど、動議の評決、起立採決で同数。それは議長が否とみなしたと、否決と。これは私も納得いたします。といいますのは、本来同数になった場合の議長の裁量権といいますか、采配といいますか、これは現行維持の原則というものが一番重要視されるわけです。したがいまして、否とみなすというのが本当の議長の取り扱いだと私は判断をしておりますが、これを可決ということになると、それなりの理由があるかと私は思うんですが、今、議事進行ですから、それを議長にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） まず、これは震災復興のための議案でございます。また、14番議員が同数の場合は否とみなす、それは私もわかつております。しかし、それは前のことと、このごろの議員必携を見ても、全て否とみなさなくてもよいと書かれております。

以上で終わります。

日程第11 議案第75号 財産の売払いについて

○議長（後藤清喜君） 日程第11、議案第75号財産の売払いについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第75号財産の売払いについてをご説明申し上げます。

本案は、南三陸道路志津川歌津間の事業用地に係る町有財産の処分について、南三陸町議会

の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） それでは、細部説明を行います。

初めに、議案関係参考資料の33ページをお開きください。

今回の三陸道の整備に係る町有地の売り払いがございますけれども、議員各位ご記憶にありますかと思いますが、昨年平成24年8月の臨時議会、それと12月の定例会に付議した案件に続きます、今回3回目の売買契約に関するものとなります。

今回、ご協議する箇所でございますけれども、図面上で、（仮称）南三陸海岸インターチェンジから（仮称）歌津インターチェンジ間に係る、ちょうど図面で青い丸で囲んだ部分、大きく4カ所に分かれてございます。

具体的な箇所でございますけれども、次の34ページをごらんいただきたいと思います。

まず、A地点でございますけれども、ちょうど赤で着色した部分が国道45線でございます。志津小学校の跡地へ向かうちょうど立沢付近で大きく国道45号がカーブしてございますけれども、そのカーブした部分の左手奥にある山林でございます。立沢付近は左手奥の山林でございます。

B地点でございますが、これは国道からちょうど大上坊米広線に入って約600メートルほど進んだ箇所、そこの右手側の山林でございます。

C地点につきましては、これは以前もご説明申し上げた経緯がございますけれども、林道蛇王線に入って約1キロメートルほど進んだ沿線の山林でございます。

E地点とF地点、これは歌津インターチェンジ整備付近でございまして、旧国道の寄木線、それとそれに続く農道白山線付近の山林付近でございます。

ちょうど参考資料の次の35ページから40ページにかけて、それぞれ箇所ごとに拡大図をお示してございます。今回対象となっている箇所をピンク色で着色してございますので、ごらんいただきたいと思います。

では、次に売却する面積、価格の根拠についてご説明いたします。

恐れ入りますが、参考資料の26ページにお戻りください。

まず、（1）の土地でございますが、立沢124—1から、皿貝89—23までの9筆となってお

ります。売り払いの総面積は2万1,210.13平方メートル、約2町1反、総額1,856万393円となってございます。処分単価の決定につきましては、これは前回の議案でもご説明しておりますけれども、評価の方法は取引事例比較法を採用してございます。これは過去の取引事例を参考に標準地を設定いたしまして、標準地価格と処分の対象地を比較して処分価格を算出する方法でございます。今回の標準地は昨年の12月の売買の際と同様に大上坊164番27、これを標準地の価格といたしまして、平米880円としてございます。処分単価につきましては、この標準地の価格との格差をマイナス2%からプラス3%と見て、860円から900円となっております。

続いて、(2)の立木についてでございますが、処分代金は総額289万2,398円。樹種、数量につきましては、議案書の25ページに表記してございます。立木の価格につきましても、これも前回と同様に東北地方の用対連で定める立木買い取り価格で決定してございます。買い取りは買い取り補償で行う予定でございます。数量につきましては、全体で3,692本でございますが、そのうち杉が人工林、天然木合わせて1,308本、価格で243万6,000円、松が人工林、天然林合わせて852本、36万円、その他の雑木が1,532本で、9万6,000円となっております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第75号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第76号 町有林樹木の売払いについて

日程第13 議案第76号 町有林樹木の直営生産事業代行委託について

○議長（後藤清喜君） 日程第12、議案第76号町有林樹木の売払いについて、日程第13、議案第77号町有林樹木の直営生産事業代行委託についてをお諮りいたします。

以上、2案は関連がありますので、一括議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員をして本2案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第76号町有林樹木の売り払いについて及び議案第77号町有林樹木の直営生産事業代行委託についてをご説明申し上げます。

町有林樹木の売り払いにつきましては、南三陸町森林經營計画に基づき直営林の収入間伐に伴う売り払いを行うに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

あわせて、当該町有林の素材生産事業と販売を南三陸森林組合に代行委託することについて、南三陸町林野条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 議案第76号、77号につきまして、細部説明をさせていただきます。

箇所、面積、材積等につきましては、先ほど朗読いただきました内容どおりでございまして、今年度、平成25年度の収入間伐事業として実施するものでございます。

まず、間伐の計画から申し上げさせていただきます。山林全体の材積ですが、約1万7,000石と評価してございます。この山林を補助事業を受けて間伐をする計画でございますが、間伐の実施率、間伐率につきましては、基準に従いまして30%を目安に実施する計画でございます。これによりまして、間伐される本数は約6,000本ほど、間伐石数で約5,000石ほどの数字になります。その中から、いわゆる根元の曲がった部分でありますとか、あるいは裏のほうの材としてとれない部分などを差し引いて、実質搬出されるであろう販売木材の材積見込みで4,014石ほど見込んでございます。

販売計画でございますが、販売単価は昨今の推移から石当たり2,800円ほどで見込んでござ

いまして、収入額合計が1,580万円。内訳としましては、木材の販売額で1,020万円、これに補助金560万円を加えて1,580万円と見込んでございます。これに対しまして、費用は伐採から搬出、販売手数料を合算いたしまして960万円ほどと見込まれてございます。差し引きの利益で620万円と見込んでございます。なお、補助金を差し引きますと、木材価格1,020万円に対して960万円の費用がかかることになりますので、純粋に木材の販売価格での利益とすると60万円ほどの利益にとどまる状況ですが、補助金を加えて利益とすることができる計画でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今回、この財産を売る、処分をするということで、これは76号ですから相手先というのは、この次に出てくる森林組合という形になるのかどうか、77号に関係しているんでしょうけれども。森林組合のほかにどこか見積もりとか、あるいは調査してもらうとか、そういうことはしなくて、すぐ森林組合ということに決めたわけですか。その辺のいきさつです。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 77号に関するご質問でございます。林野条例の規定の中で、代行委託につきまして、森林組合並びにそれに準ずる機関というような意味合いでの定めになつてございまして、考えられるものとすれば近隣の森林組合、例えば登米市の森林組合とか、そういうところも候補としては考えられなくはないんですけども、地元の森林組合の育成的な意味合いと、それから現状の業務の状況などを勘案いたしまして、実施が可能だというようなことから地元の森林組合に代行委託することで提案をさせていただいてございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 私は木を販売する機会が余り少ないのでよくわからないんですが、よく販売している方々のお話を聞くと、森林組合は手数料が高い、懐に残るのが全くないと。それよりも、民営されているところが非常にいいんだという話が聞こえてくるわけなんです。そういうことから、森林組合でなくてはならないのかなと。財産ですから、1円でも多く町民の方々に残ればいいことありますので、そういうことで今質問をしているわけですけれども。そうしますと、どこも見ないで森林組合一本に的を絞って契約するというやり方をし

ているということですね。そういうやり方で考えてよろしいですか。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 少しでも有利な販売方法をというようなことでございまして、この観点につきましては、補助事業を有効に活用して実施するというようなことから、さまざまなもの標準単価でありますとか、積算の方法などにつきまして、制度上の決まりがございます。これらの申請書類の作成から実際に補助金を受けて実施するまでの事務作業などを行う場合に、なかなか民間ですとそれは難しいのかなと。ですので、制度的にも森林組合という指定をされているのかなと理解をしておりまして、今回の場合は、特に民間の業者との比較は実施しておりません。

しかし、分収林などの販売の際には立木で販売いたしまして、これらのときにはやはり入札をして少しでも有利に販売するという方法の中では、製材業者でありますとか、実際に買入れをする業者と森林組合をあわせて入札を実施している、そういう取扱いであります。よろしくお願ひいたします。

○議長（後藤清喜君） 6番山内孝樹君。

○6番（山内孝樹君） 今、説明を受けましたが、地元の森林組合の育成ということで、最も結構なことなんです。それで、この森林組合を窓口としまして、販路はどのようにになっているのか。例えば、地元産材の活用、有効活用ということで、震災後特に力を入れておるわけなんだけれども、地元の製材業から販売まで至る大きな加工場というんですか、持っている業者もおるんだけれども、県森連に納めてそれからそういう販路をとなるのか、どういうものなんでしょう。そういう説明は私が言うまでもなく、これまでも森林組合を窓口としてやつておるわけですから、そこら辺を説明していただきたい。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 販売先につきましては、県森連など、いわゆる市場出荷しますと販売手数料の分がやはり経費として上乗せされますので、できるだけ直接販売したほうが有利になるわけでございます。それで、地元の業者の中で今地元の復興需要も見込まれまして、そういうところでの需要も実際ございますので、実際に販売する段階におきましては地元の製材業者とか、そういうところから優先に販売をしながら、さばき切れない分については市場に出荷するような形で、県森連を通じて販売するという流れでございます。

○議長（後藤清喜君） 6番山内孝樹君。

○6番（山内孝樹君） この点については、一般質問もした経緯があって、大きな加工場を持つ

た地元業者、それで製材業者の一つにもその業者が数えられるんだけれども、私、3業者と前回言って、4業者かな、歌津の製材業まで、その連携ということで参事からお答えをいただいた、説明をしていただいた経緯があるんだけれども、その地元独占、その業者ばかりではなく、地元にある製材業者に分散をさせるような連携、そのようなお考え等も森林組合に伝えてあるのかどうか。その辺をもう一度お伺いしたい。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 議員からご質問を以前にいただいた、南三陸材の補助金に絡めて木材業者とそれから森林組合の連携というお話、ご提案をいただいて、町としましてもそれは進めるべきだと思いまして、それぞれにお声がけをさせていただき、地元でその必要に応じた流通ができるように情報をつないではおるんですけども、例えばそういった共同で運営する機関みたいなものまでは至っていないんですけども、ご質問の趣旨の部分はなるべく酌み取って、地元で必要なものは地元内で流通できるように努力しているところでございます。

○議長（後藤清喜君） 4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 関連になりますが、本町では地元材を使ってうちを建てる人には補助金を出すことになっている、50万円ですか。それについて、現在利用されている方があるのかどうかです。あるとすれば何件ぐらい利用しているのか。非常にその手續が面倒だと。できればないほうがいいようなとんでもない手續なので、途中でやめたという人も二、三件ありました。わざと困らせているわけでもないんでしょうが、できるだけ親切につくっていただけるように。現在、それらについて説明を願います。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 現在、制度を立ち上げてから最近まで13件の実績になっております。24年度予算の中で4件。したがって、ことしの今期の決算報告の中でその4件分、200万円の決算が出ておりますが、実績では13件でございます。

それで、補助金申請はおっしゃるところはまさにございまして、家をつくる部材一つ一つ細かく寸法から何から書かなくちゃいけない様式になっているんですが、それは実は県の補助金とぴったりそのままで使えるようにという配慮から、様式を変えないで県の補助金申請の様式でそのまま町で出そうという配慮をさせていただいているんです。なので、様式は細かいようですが、県と合わせて補助金を運用していただく上での最も簡易な方法と思って配慮させていただいておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 県と同じような方法ということですが、せっかくそういうことを望んで相談してある程度進んだ段階で、とても終わらない、これ以上は面倒くさいからやめたという人もありますので、その辺は別に南三陸方式で簡単にできるだけ希望を酌み取ってやったほうがいいのかなと思いますが、そういうことできないんですか。それ一言、ご答弁願います。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 趣旨ご理解させていただけますので、検討させていただけます。よろしくお願ひします。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 私もご質問いたしたいと思いますが、この今回の販売については、制度利用をしないと収益性が乏しいというのが一番の狙いだと思うんですけれども、除伐、間伐はその都度やってこられて今日に至ったということだと思うんですけれども、つまり収入間伐としてこの時期に制度を利用して伐採するんだと、販売するんだということだろうと思いますけれども、これは町で植林から今日に至るまでの育成を管理してきたものなのか、一時入谷地区のこの土地については分収林制度でやってきた経緯もあるんですけれども、その辺はどうなんですか。この地番の制度利用、伐採販売するというところ。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 分収林であれば、伐採するところまで行くはずなんです。いわゆる分収組織で手をかけた以上は売り払って町に返すということになるはずですので、直営林でございます、これは。はい。

○議長（後藤清喜君） これをもって質疑を終結いたします。

これより、議案第76号の討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第76号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号の討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第77号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩します。再開は2時10分といたします。

午後2時01分 休憩

午後2時10分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14 議案第78号 平成25年度南三陸町一般会計補正予算（第3号）

○議長（後藤清喜君） 日程第14、議案第78号平成25年度南三陸町一般会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第78号平成25年度南三陸町一般会計補正予算の概要についてご説明を申し上げます。

今補正につきましては、防災集団移転促進事業、災害公営住宅整備事業など、復興費を中心に事業費の追加計上を行い、また新たに農業の復興に関する事業費や戸倉小学校用地造成費など、緊急性、特殊性のある事業について所要の措置を講じたほか、人件費の整理、調整につきましてもあわせて行ったところであります。

細部につきましては、財政担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） それでは、一般会計補正予算の細部説明を行います。

まず、2ページ目の議案書の部分をごらんいただきます。

今回、歳入歳出それぞれ15億8,400万円ほど追加いたしまして、総額を746億1,300万円といたします。ちょうど前年同期、昨年の9月補正と比較いたしますと、額にして140億、23.3%

の増という形になります。

予算総額の内容を拝見いたしますと、通常分と震災復興分がございますけれども、通常分が68億円、9.1%、震災復興分が678億円、90.9%、合わせて746億円という形になります。

次に、6ページをお開きください。

第2表の債務負担行為補正でございます。今回2件を追加してございます。

まず、1件目が住民基本台帳ネットワークシステムの機器の更改料事業です。住基ネットワークにつきましては、この機器の更改が全国一斉に6年周期で実施する予定でございまして、全ての市町村において26年の5月末までに機器の更改をしなければならないことになってございます。当町におきましては、26年4月からの運用開始に向け、今回機器の更改を行いたいということでございますけれども、5年間のリース契約が必要となることから、今回債務負担行為として設定を行いました。期間は今説明したとおり6年間ということでございます。本年度については契約業務だけでございまして、実際の支出負担行為につきましては26年度からになります。単年度当たり大体113万円が必要となりますので、その5年分で限度額を設定いたしました。

次に、事業復興型雇用創出事業助成金でございます。これは、東日本大震災の発生時に町内に住所を有していた方が採用時に失業状態であった方、この方々を雇い入れた場合に一定額を助成する制度を創設いたしました。その一定額でございますけれども、1人当たり最大225万円、これを3カ年にわたりお支払いする内容です。年次割りにいたしますと、1年目が120万円、2年目が70万円、3年目が35万円という形でございます。期間の設定でございますけれども、採用した時点から3年の助成となりますので、来年26年の3月に採用があった場合に、助成の終わる時期が平成29年2月ということなので、平成28年度までの設定といたしました。限度額につきましては、1人225万円の10名程度を想定して計上してございます。

次に、事項別明細の説明に移ります。

10ページをお開きください。

歳入でございます。

9款の地方交付税でございますが、今回普通交付税と震災復興特別交付税を補正充当してございます。普通交付税につきましては、平成25年度の額が決定いたしました。総額で37億3,258万9,000円でございます。前年度と比較しまして2.2%の増となりました。今年度、全国的には市町村分がマイナス1.3%でございましたが、当町は宮城県の団体中、35団体ございますけれども、7団体増加してございまして、その1団体でございます。震災特交につきまし

ては、今回事業費の復興交付金事業を計上してございますので、基本的にその補助裏分を計上したものでございます。

11款の分担金及び負担金で民生費の負担金、今回保育料等の減額補正をしてございますが、議案71号でご決定いただきました保育所の保育料の減免に対するものでございます。なお、減額分につきましては、11ページ、後ほどご説明いたしますけれども、県の子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金で満額措置される予定でございます。今回、対象となるのが志津川保育所52人、伊里前保育所23人、名足保育園6人、それと広域入所が6人ございますので、合計87人が対象でございます。

13款国庫支出金2項の国庫補助金、土木費補助金で210万円計上してございます。説明欄に記載のとおり、情報通信技術利活用事業費補助金でございますけれども、これは災害公営住宅の地デジ難視聴対策に充当いたします。最小事業費が630万円ほどございますが、3分の1の補助でございます。災害公営住宅は桜沢住宅でございます。

続いて、災害復旧費国庫補助金で公立諸学校建物其他災害復旧費補助金を計上してございます。2億8,100万円でございますけれども、これは戸倉小学校の用地造成事業に充当いたします。補助率3分の2でございます。

14款の県支出金、総務費の県補助金に東日本大震災復興基金交付金を計上してございます。1億4,700万円。これは、津波被災住宅再建に係る支援事業分ということで、宮城県の基金から決定額で7億3,500万円ございましたけれども、その8割分は前年度で交付済みでございます。今回その2割分、残り分を計上いたしました。これは全額、地域復興基金へ積み立てをいたします。

民生費の県補助金では、介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金1,181万2,000円でございます。これは、介護基盤緊急整備事業補助金としてトンネル補助でございます。内容でございますが、小規模多機能型居宅事業所の補助金、湖聖会が沼田地区に整備予定の事業でございますけれども、既に計上している内容がございますが、補助メニューの見直しにより今回追加する内容でございます。

次に、地域支え合い体制づくり助成事業補助金569万6,000円。これは災害時の要援護者支援管理システム、このシステムを今回導入するに当たりその事業に充当いたします。補助率100%でございます。

児童福祉費補助金については、保育料の減免の充当でございます

次に、農林水産業費の県補助金でございます。被災地域農業復興総合支援事業交付金で1億

100万円ほど計上してございます。これは復興交付金を財源とした県事業の交付金、これを一旦地域復興基金に積み立てて、後に基金繰り入れを行って財源に充当いたします。事業内容は田の浦地区の格納庫、上沢前の菊生産施設などを対象としたとしてございます。補助率は4分の3、75%でございます。

その下の農業基盤整備促進事業補助金885万円。これは田の浦地区のほか、揚水機の復帰工事がございます。補助率2分の1で充当いたします。

12ページをお開きください。

5目の商工費補助金でございますが、事業復興型雇用創出事業助成金1,200万円を計上いたしました。債務負担行為で説明した内容でございます。

次に、14款県支出金の3教育費委託金でございます。社会教育費委託金で837万9,000円。被災ミュージアム再興事業助成委託金を計上してございます。これは、魚竜化石等の収蔵、展示の仮復旧を行うために歌津中学校の脇の民俗資料館の改修整備、これを行う事業の財源に充てます。

15款の財産収入、不動産売払収入につきましては、議案75号でご決定いただきました三陸の道路関連に伴う町有地の売り払いと立木の売り払い収入にかかわるものでございます。

17款繰入金でございますが、介護保険特会の繰り入れにつきましては、平成24年度決算に伴う精算分の繰り入れでございます。

基金の繰り入れでございますが、まず緑豊かで活力あるふるさと創造基金の繰入金、これは後に歳出で出てまいりますけれども、南三陸町の木質バイオマスエネルギーの協議会がございます。そちらで充当いたしますけれども、事業内容はペレットストーブの購入費の助成制度、これを創設いたしまして、50個を想定していますけれども、1個当たり10万円の補助制度を創設する予定でございます。

ふるさとまちづくり基金の繰り入れ240万円は住宅用の太陽光発電システム、この設置事業の補助金に充当いたします。既に当初予算で20件分計上してございましたけれども、7月末で既に18件交付してございますので、今後の需要を考えまして新たに20件分、1件当たり12万円掛ける20件分を計上いたしました。

復興交付金基金の繰入金が3億8,800万円ございますが、これは復興交付金の基幹事業及び効果促進事業に充当してございます。

地域復興基金の繰り入れにつきましては、1億600万円ございますけれども、これは被災地域農業復興総合支援事業、この事業に充当いたしてございます。

財政調整基金の繰り入れは、今後の予算的な財源調整のために繰り入れをさせていただきました。

18款の繰越金でございます。20年度の決算処分によりまして、実質収支額は1億600万円ほどでございました。当初、1億円の繰り越しを見込みましたけれども、実質収支から6,000万円を地財法上の積み立てということで財調に積み立てましたので、今補正で5,300万円ほど減額して繰越金の額を4,600万円ほどにするものでございます。

14ページをお開きください。

19款の諸収入でございます。雑入の中の衛生費雑入、過年度水道給水装置補助金の返還金がございますけれども、これは町単の被災者支援制度として、給水装置の設置をした場合の補助金を創設いたしました。24年度に補助金額合計5,000万円を水道会計に送りましたけれども、実績として24年度は15件、金額で376万円だったということで、その差額の4,600万円を一度一般会計に返還していただくといった内容でございます。

以上が歳入でございます。

続いて、歳出でございます。

今回、補正予算の共通事項として各款、各項にわたり、人件費の補正をいたしてございます。これは4月1日以降の人事異動に伴う人件費の組み替えでございます。

16ページをお開きいただきます。

2款総務費の徴税費の2目で賦課徴収費、その中の委託料を310万円計上してございます。内容が家屋評価支援システム導入委託となってございますが、今後集団移転等が本格化してまいりますと新築家屋がふえてまいります。したがいまして、新しい評価システムを導入して評価のスピード化と適正化を図るものでございます。

続いて、20ページに飛んでいただきたいと思います。

上段、社会福祉総務費の13節委託料に384万2,000円計上してございます。歳入でも申し上げましたけれども、地域支え合い体制づくり助成事業ということで、災害時の要援護者支援台帳を被災後の状況に合わせたシステムとして構築して導入するものでございます。

それから、老人福祉費の19節、介護基盤緊急整備事業補助金でございますが、これが先ほど湖聖会の説明をいたしましたけれども、小規模多機能型居宅介護支援事業所、湖聖会への整備へのトンネル補助でございます。

次に、22ページをお開きください。

4款衛生費1項保健衛生費の4目環境衛生費でございます。19節に240万円、住宅用太陽光

発電システム設置事業補助金を計上いたしました。まちづくり基金を活用いたしまして、20件分12万円でございます。

続いて、農林水産業費の5目農業農村整備費、工事請負費で1,770万円。田の浦地区ほか、揚水機場の復旧工事でございます。農業基盤整備促進事業の補助金、補助率2分の1を利用いたしまして整備いたします。内容ですけれども、田の浦地区と垂の浜地区、これの揚水機場の復旧工事でございます。

では、次に24ページになります。

5款農林水産業費の2目林業振興費19節に負担金補助及び交付金を交付いたしました。南三陸町木質バイオマスエネルギー利活用推進協議会交付金500万円でございます。緑豊かで活力あるふるさと基金を利用してございます。ペレットストーブ購入補助に対する交付金ということで、10万円の50個分、これを見てございます。

下段に分収林、分収交付金437万1,000円を計上してございます。三陸道の用地売り払いに関連して分収林がございました。対象は、松井田の分収林組合でございます。売買代金の8割を分収交付金として交付するものでございます。

次に、25ページ、6款商工費でございます。2目の商工振興費の19節、今回予算を組み替えてございます。登米市と開催している食材見本市開催負担金を物産振興対策事業費から除いて新たに計上したものでございます。

3目の労働対策費19節、1,200万円は事業復興型雇用創出事業助成金として、先ほど債務負担行為で設定した内容でございます。

では、次に26ページになります。

7款土木費の2目道路維持費で、今回2,000万円を工事請負費で計上いたしました。今後の修繕を見込みといたしまして、約20カ所ほど見込んでございまして、その経費を計上してございます。

道路新設改良費では、委託料で50万円。これは入谷小学校線の用地測量委託ということで、通学路拡張のための用地測量費を計上いたしました。道路新設改良費として、700万円につきましては、町道熊田大沢線、それと町道高校通線の改良、この2路線を予定してございます。

次に、29ページをお開きいただきたいと思います。

9款教育費の3項中学校費、学校管理費による19節でございます。350万円を戸倉中学校閉校記念事業補助金として計上いたしました。戸中の閉校記念事業実行委員会の補助金ということでございます。

30ページをお開きください。

9款教育費4項社会教育費の2目文化財保護費で15工事請負費840万円。被災ミュージアム再興支援事業収蔵室修繕展示室製作工事でございます。民俗資料館、歌中脇の改修工事、それと民俗資料館の収蔵施設の整備、合わせて840万円の事業費で計上いたしました。

10款の災害復旧費に入ります。31ページの下段でございます。

公立学校の施設災害復旧費でございます。委託料と工事請負費、戸倉小学校の用地造成工事を計画いたしました。災害復旧費補助金を充当してございます。用地造成面積については、1万5,000平米を予定してございます。

次に、32ページをお開きいただきたいと思います。

1目の復興管理費の25節積立金、復興交付金基金として2,954万9,000円を積み立てました。これは24年度事業の充当残の積み戻しでございます。

2目の地域復興費19節負担金補助及び交付金で300万円。仙台89ERSバスケットボール負担金を計上させていただきました。開催予定が11月30日、12月1日でございます。この費用の南三陸町負担分として計上いたしました。

25節の積立金の2億5,000万円の地域復興基金でございますが、これは被災地域の農業復興総合支援事業の交付金、県から入ってまいりましたものを1億、東日本大震災復興基金の交付金1億4,700万円、それと24年度の事業の充当残、これが約300万円ございましたので、それを積立金として計上するものでございます。

3目復興推進費の積立金583万6,000円。震災復興基金につきましては、24年度に寄附金としていただきましたものが歳出予算の制約上、積み立てられなかった部分が16件ございましたので、それを今回改めて積み立てする内容でございます。

12款復興費4項復興農林水産業費の被災地域農業復興総合支援事業費でございます。13節委託料、被災地域農業復興総合支援事業設計業務委託。これは上沢前の菊生産施設の設計管理委託でございます。

15の工事請負費につきましては、上沢地区の菊生産組合の鉄骨ハウス、パイプハウス等の整備に要する工事費でございます。それと田の浦地区の格納庫もございました。

18節の備品購入費につきましては、農業用工作機械購入費となってございます。田の浦地区の田植え機、コンバイン、菊生産組合のトラクター、管理機等を予定してございます。

5項の復興土木費、災害公営住宅整備事業費15工事請負費は、災害公営住宅共聴施設整備でございます。歳入でご説明申し上げましたとおり、桜沢住宅の地デジ難視聴対策に係る経費

でございます。

34ページをお開きください。

17節と27節でございます。災害公営住宅の用地、あと立木補償費でございますが、枡沢災害公園に係る用地取得費でございます。全体で6,000平米を予定してございます。

それから、5目の都市再生区画整理事業費で予算の組み替えを行ってございます。事業認可後の減価買収費が必要となりますので、用地購入費へ組み替えを行いました。

防災集団移転促進事業費、委託料予定1億円でございますが、これは志津川西地区8.1ヘクタール、東地区の北工区7.5ヘクタールに係る各90区画分の実施設計、これに当たる経費でございます。

7目の都市防災総合推進事業費の8、9、11節、それと4目の被災地復興のための土地利用計画策定促進事業費の8、9、11節につきましては、復興の効果促進事業費から基幹事業費へ予算の組み替えを行っております。

それから、4目の13節委託料の3億5,400万円でございますが、都市再生区画整理事業の実施設計委託3億5,000万円でございますが、これは事業認可後の換地設計、それと橋梁設計に伴う委託料でございます。

それと、都市計画区域内の用途地域変更委託料308万円でございますけれども、これは都市計画区域内の災害危険区域に設定された地区において、用途変更を要する地区、その見直しを行うために行う委託でございます。

最後、公共交通整備の事業費で1,680万円、委託料で計上いたしました。これは、現在の町民バス、災害臨時バスを運行してございますけれども、復興事業を見据えた将来の公共交通体系を見直しまして、いずれ運賃の有料化なども入ってまいりますので、その改善見直しを実施するために実施するものでございます。

予備費は財源調整のために減額といたしました。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上簡潔に行ってください。それでは質疑に入ります。5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） では、簡単なやつといいますか、ちょっと気づいたのをお願いしたいと思います。

24ページの19節の負担金補助及び交付金の中で、林業振興の関係です。ペレットストーブに

ついて、ちょっとお尋ねしたいと思います。これは、また交付金措置で利用者に補助金を出すという制度ですが、現在町内で利用している方って、トータルでどれくらいあるんでしょうか。それから、現在公共施設を含めて利用していると思いますが、その辺もお願ひしたいと思います。

それから、もう一つ、30ページ、被災ミュージアム再生事業ですが、これは文化財関係のやつなんですが、先ほどの説明では2つの魚竜館のことをおっしゃいましたが、その辺ちょっと。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 現在のペレットストーブの導入状況、実際の町内でというところなんですが、全くの個人で導入している方がどの程度あるのかというのはちょっとはかり知れませんので、町としてお答えできる部分は、昨年の実証事業の中でモニターとしておつき合いいただいた方で、その後にそのストーブを好んで購入いただいた方が三十数件というような状況でございます。

○議長（後藤清喜君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 2点目の公共施設におけるペレットの状況でございますけれども、現段階では公共施設に導入しているところはないんですけども、例えば病院の建設を進めているんですけども、その熱源としてペレットを使うかどうかということを検討中という段階です。

○議長（後藤清喜君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 魚竜館は被災したんですけども、幸い建物が上の部分の展示室を含めて窓が少なかったので、震災後は東北大で文化財レスキューしていただいて、ほとんどいいやつといいますか、大分救出されて、現在も一番目玉の4メートル4メートルのイタリアの魚竜化石のレプリカとか、あと本物の3メートルぐらいのドイツの魚竜化石は仙台市の科学館で預かっていただいております。それで、こっちで今も平成の森のコミュニティ一図書館にも一部魚竜化石、東北大から里帰りといいますか、収容しているんですが、そのほかに民俗資料館のほうにまだ大分あるものですから直して、民俗資料館もそのとおり棟も屋根もたわんだりなんかして、かなり老朽化はしているんですが、必要最小限、屋根の雨漏りを直したり、展示室を直したりして、あとは展示ケースとかそういうの、玄関の入り口直したりなんかして整備して、東北大から来る魚竜化石、ほかの展示物を収容するという内容でございます。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） 魚竜館のことなんですが、収蔵室といいますか、資料室ですか、そういったものをやっぱり整備、そういったことをもっときちっとして、雨漏りとか破損しないような形のやっぱりそういう整備もお願いできればと思います。そうすることによって、また今近隣から支援を含めて、いろいろ見学といいますか、観光も含めて来ております。そういった中で、名前だけ魚竜館とか、魚竜化石があるといつても、なかなかお見せできたり、あるいは案内できたりできませんので、早くそういった展示の仕方も今後検討してもらいたいと思います。

それから、ペレットストーブですが、先ほど課長がお話ししましたように、役場にもあるんじゃないですか。そういった、それはいいんですけども、今後、先ほど病院に導入検討というお話もちょっとお聞きしましたが、やはり我々民間もいいと思って、私自身もモニターで導入しましたけれどもやはりいいですので、ぜひこれを公共事業にも普及させることができのかなと思います。また、この購入については前回何度も私お話ししましたが、CO₂の削減とか、近年言われております地球温暖化とか、そういったことにかなりの効果があるわけです。ましてや、地元材を活用したペレットが原料ということで、地域循環型の活用のエネルギーということで、いいことづくめではないのかなと私自身は思うんですが、その辺、今後の導入の検討は強力に進めていただきたいなと思います。それで、その辺の考えはどうですか。

○議長（後藤清喜君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 公共施設、役場ともう一つコアラ館にも入っておりました。大変失礼いたしました。

それから、今後のペレットストーブの普及の計画でございますけれども、昨年、実証試験をやりまして、いいところ、悪いところ、いろいろやはり問題が出たようでございます。今年度に入りまして、関係各課いろいろな角度から分析をしながら、どういった方向で入れていったらいいのかというようなことを今検討しております。ただ、原材料の安定確保とかいう部分でまだまだクリアしなければならない問題もあるやに聞いておりますし、それから行政がこういったものを進めることになれば、やはり継続性が一番求められると思いますので、その部分をしっかりと考慮しながら検討していきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） 今、課長がお話ししました、まさにそのことなんです。私も導入した方

が後途切れるといったことではやっぱりうまくないので、その辺もよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（後藤清喜君） ほかに。3番佐藤宣明君。

○3番（佐藤宣明君） 11ページでございます。歳入のほうでお伺いします。

介護基盤緊急整備事業、いわゆる湖聖会の小規模多機能型施設、これの補助金の……。これは当初にも計上されておったと理解しておるわけでございますが、今般のこの形は追加ということなんでしょうか。したがって、事業変更というか、設計変更というか、そういう形が出てのかどうか、その辺ちょっと詳しくお伺いします。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それではご説明いたします。

介護基盤緊急整備事業ということで、湖聖会、当初に3,000万円計上させていただいておりました。それにつきましては、実際既存のいわゆる震災復興の部分で上限が3,000万円という形でそちらの予算計上しておったんですが、それ以外に小規模多機能型事業所の整備というようなことで、その分が追加になるというようなことでございまして、計算式がございまして、基盤整備事業の基準額に2分の1を掛けて、さらに0.9を掛けて、今回1,182万円を追加するというようなことになったものでございます。

以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 3番佐藤宣明君。

○3番（佐藤宣明君） わかりましたが、それで、そのいわゆる事業の展開、現在の進展というか、立地場所等は既に内定済みという話も伺っておるわけでございますが、その状況というのはどういうふうになっておるのか。第2・四半期も過ぎようとしております。あと残すところ半年でございますので、どういう状況ですか。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 今、うちのほうに報告を受けておりますのは、設計が終了したというようなことでございます。年度内に何とか完成を目指して発注をするというようなことを聞いております。

○議長（後藤清喜君） 3番佐藤宣明君。

○3番（佐藤宣明君） それで、課長もご存じだと思いますが、震災当初、いわゆる町内の有志というか、そういう方々も起業というか、そういう形で立身した経緯がございます。したがい

まして、湖聖会が先行しておったわけで、全体の枠上できなかつたという経緯もございます。したがいまして、その方々にも大義名分を立てるためにも、県とよく連絡を取り合いながら早目に事業展開を図らせるように町も督励していただきたいと、そう思います。

○議長（後藤清喜君） ほかに。 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 1点だけお願いします。6ページの債務負担行為のところです。

事業復興型雇用創出事業助成金、これがあります。そして、先ほどの課長の説明ですと、12ページ、商工費県補助、この部分との兼ね合いだとは思うんですけれども、金額面で違っているというのは、こっちの補助というような形の金額でこれが出てきているんだと思いますけれども、先ほど3年間で225万円という形の、1人に対して、それを10名分今回債務負担行為で確保したと。そして、今、県の補助事業の中で、被災事業所に3つの補助金、4分の3事業と2,000万円と300万円の補助金があるんですけれども、それが適用になった事業所に対して被災者を雇用する、あと元従業員を雇用すると、やっぱり県の補助金が出るんですけれども、大体この新しく雇用した場合225万円、3年間。これ同じなんですかとも、この違いは何なんでしょうか。同じものなんでしょうか。この辺、説明をお願いします。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤通君） 議員のお見込みのとおりでして、これまで県でだけ受け付けしておったんですけども、それは県のほうにばっかり申請というよりも、地元のほうがより相談しやすいだろうということで、それで関係する市町村のほうでも受け付けするという、そういうような内容でございます。ですから、財源は県からそっくり来るという、そういう内容でございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 被災から大体皆さん、早い人で6カ月目、遅い人ですと今からまた従業員なかなか人が集まらないということで、こういった従業員を会社で抱えてもなかなか仕事がないというときのこの県の雇用の補助金、これはすごいいい、事業所にとって助かる部分の補助金だと思うんです。しかしながら、この申請がなかなか難しいと、そういった形の話も聞いています。今、ここに10名ということなんですが、もう10名できかないくらい、数百人ぐらいの規模でもって町内の事業所は多分申請を今県に行っていると思うんです。これが10名だけというのは、どういったところからこの10名だけのこの予算ということで今回とっているなんでしょうか。この10名という数字の根拠、これは何でしょうか。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 県でも申請を受け付けますし、町でも受け付けるということで、それで私どものほうにある会社が、例えば別のつくりもあるという場合があります。その場合、そちらのほうでまとめて申請ということもできますので、ですから、私の方で10名に限ったということではなくて、とりあえず10名ぐらいを今年度のうちは見込んでということございまして、これ以上だめだとかということではございませんので。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 町でこの制度の受け付けをするというのは、事業所にとっては大変うれしいことだと思います。そして、商工会からこの事業にかかわることで書類が来たんですけども、こういった形の町でこの受け付けをする、こういった感じの中身の通知がなかったように私は思います。ですから、この補助制度を活用できるように、町の広報でも今後告知していくとは思うんですが、告知状況というのはどういった形で今進めているんでしょうか。それとも、これからということなんでしょうか。その辺だけお聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 今回、予算を通していただいた暁に、その告知活動を始めるという、そういうような予定でございます。

○議長（後藤清喜君） ほかに。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 今、私もこの事業、雇用創出のところをちょっとお聞きしようと思ったんですけども、債務負担行為のところです。

今、前者の方に説明がいろいろありましたけれども、とりあえず10名ということで今予算されています。それ以上の人たちの受け入れがもっとできるのかどうかということを一つお聞きいたします。

それから、年度によって120万円、70万円、35万円、こう減っていきますよね。そういうことは何かこう差しさわりがないのかどうかということをお聞きしたいなと思います。

それから、2点目は11ページの県支出金の民生費補助金のところで、地域支え合い体制づくり事業補助金があります。これは具体的にどういうものか説明をお願いします。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） とりあえず、今年度は1,200万円という予算を計上させていただきましたが、これは先ほども申しましたようにこれで打ちどめというわけではございませんで、どれぐらいになるかまだはっきり予想もつきかねますので、この程度を予算化させていただきました。もちろん、3カ年ですので、これをオーバーすれば、見込みが大きくなれ

ばその時点で変更させていただこうと、こう考えます。

それから、3年に分けてということなんですかけれども、これはできるだけ……。今どちらかというと半年、1年で変わる人も結構おられるということな物ですから、それらの実情を踏まえながら、できるだけ長い期間勤めていただいて、その事業所の戦力になっていただきたいという、そういうような意向から3年間に分割したという、そういう県からの考え方でございます。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 今、歳入の質問でございましたが、歳出の20ページに委託料というようなことで同額384万2,000円、災害時要援護者支援管理システムの導入委託料というようなことで、こちらのシステムを導入するというようなことでございます。内容といたしましては、例えば障害者の方、高齢者の方、あるいは妊婦の方、そういった方々が有事の際にどういった形でいわゆる避難をするかというようなことも含めて、この際にシステムで導入をして、そういうものを構築するというようなことを考えております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 10名の枠をふやすこともあると、そういうふうに受け取ってよろしいんですね。

それから、今、課長が3年間なら3年間ずっと続けて勤務できる態勢でないときもあると、そういう話をされたんですが、私はその反対にもっとシステムを利用しながら雇用を長くやつぱりやってもらいたいと、そういう人たちも出てくるんじゃないかなと思うので、この減額の方向はどうなのかなと、先ほどから見てきたので。考え方としてはどうなんですか、この減らしていく方法というのは。その辺もう一度お願いします。

それから、支え合い、これシステム導入でのことですね。そうすると、災害時の要援護ということで、これは全体に、介護保険を利用している人たちだけじゃなくて、障害者も、それからそういう方たちを全部含めたシステム導入ということになるんでしょうか。そうしますと、これをどこにどういう方がいるか、そしてどういう要望があるかとか、そういうものは今から具体的にやっていくのでしょうか。その辺もう一度お願いします。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤通君） その3年間という考え方なんですが、これは考え方が2つありますと、とりあえずこの助成制度が未来永劫まで続くということではございませんで、何年間かというそのスパンでもってやりますので、とりあえず県では3年間ぐらいを考

えているんだそうです。ですから、その先のことまで、無責任にできるというわけではないものですから、とりあえず3年間ぐらいということで。それで、その3年間の分を一気に全部出してしまったほうがよろしいという考え方もあるでしょうけれども、できれば3年以上継続してほしいんですが、それでもって最高額で225万円出すんですが、そういう約束でもって1年間で何らかの理由で辞めてしまった場合、そうするとまた新たに探さなきやならないとかという、そういう煩わしさだとか、あるいは仕事になれるという経緯もありますので、これを段階的に3年間に分けるというそういう考え方のようございます。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 先ほどの答弁でございましたが、歳入で569万6,000円というようなことで、先ほどのシステムにプラスいたしまして、20ページの最下段に備品購入費というようなことで185万5,000円、それにつきましても、これは仮設住宅の集会所の備品でございます。それを合わせて569万円、そういう金額になりますので、訂正をさせていただきたいと思います。

それで、続きまして、災害時の要援護者支援システムの関係でございますが、これは従来もともとございました。保健センターにそのシステムがあったんですが、被災により全て流されたというようなことでなくなりましたので、今回また改めて導入をしたいというようなことでございます。

議員がおっしゃいましたように、もともと介護だけではなくて障害者の方、あるいは高齢者の方、それから小さい幼児がいる方とか、そういった方々を全て網羅してマッピングシステムの中にその方が有事の際にどういった形の経路で逃げるたらいいかとか、そういうことも含めて全てそのシステムの中に入れ込みたいと、そういうふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 一応3年間という期限をつくりながら、この補助事業をするということなので、本当に一生懸命働きたいと思う方たちに3年間で打ち切るということはちょっと忍びないので、ぜひその点でも継続できるようなことを事業としてやってほしいなと思っております。

それから、先ほどの保健福祉課長の説明わかりました。ただ、本当に今度の災害のときも、要援護する方たちがどこにいるんだか、そして本当に大変困った事例がいっぱいありましたので、これがうまく機能すればいいなと私なんかは思っているんですが、高齢者も含め、障害者も含めて、全部網羅するような形でぜひ基盤整備をしてほしいなと思っております。

以上です。

○議長（後藤清喜君） お諮りいたします。

本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明13日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明13日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後3時00分 延会